



2025 年度（令和 7 年度）

# 政策要望

データ利活用促進とセキュリティ基盤強化  
～一体でのデジタル改革を目指して～

2025 年 5 月

一般社団法人 日本 IT 団体連盟

はじめに

近年、サイバーセキュリティの脅威は増しており、行政機関や企業のセキュリティ基盤強化およびデジタル人材の育成が急務となっている。DX 推進による社会経済的メリットの多くは、データ利活用の推進によってもたらされるが、これにはデータの標準化や共通インフラの整備が必要であり、かつ、中央省庁、自治体、企業、一丸となって安心・安全なセキュリティ環境を整備する必要がある。これを踏まえ、今期の政策要望は、データ利活用の促進およびサイバーセキュリティ強化を目指す施策に重点を置いた。また、そのために必要なデジタル人材の育成・確保、そして地域と産業の活性化および多様な社会の実現に必要な施策を盛り込んでいる。

# 目次

1	デジタル基盤の整備 .....	6
1.1	政府の制度改正全般における情報発出の早期化等 .....	6
1.2	電子申請のワンポータル・ワンスオンリー化 .....	6
1.3	フィンテック推進のための API の環境整備 .....	7
1.4	デジタル庁（国）が行う新システムへの第三者によるシステム検証の実施 .....	8
1.5	派遣と請負との区分に関する判断基準（37号告示）の疑義応答集及びガイドライン刷新 .....	9
1.6	地方活性化のための「中小企業デジタル経営コーディネート（仮称）」事業案 .....	10
1.7	中小自治体の「階層別 IT 人材育成」支援事業案 .....	11
1.8	個人データ利活用における情報信託機能の活用促進と普及啓発について .....	12
	■国家データ連携基盤に関する政策要望 .....	13
1.9	AI 社会を支える次世代計算基盤の整備 .....	13
1.10	個人データの柔軟な利活用の推進 .....	14
1.11	自治体システム標準化・最適化に向けた状況調査と予算措置の必要性 .....	15
1.12	ビジネスアプリケーションの競争市場環境の確保 .....	16
1.13	自治体 DX 推進のための産学官連携「自治体 DX 推進組織」への助成 .....	17
1.14	官公庁が発注する大規模システムの構築に地方 IT 企業が参画する仕組みの整備 .....	18
1.15	政府調達における工程別入札制限について .....	19
1.16	IT 調達に係る国等の物品等又は役務における採用実績の公表等 .....	20
2	セキュアな環境整備 .....	22
	■ ISMAP 制度の見直しに関する政策要望 .....	22
2.1	ISMAP 制度／運用の責任主体の明確化 .....	22
2.2	ISMAP 制度／認定機関の拡充 .....	23
2.3	ISMAP 制度／監査期間の短縮と審査工数の削減 .....	23
2.4	ISMAP 制度／ISMAP-LIU の活用 .....	24
2.5	政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に関する改善要望 .....	25
2.6	政府調達ソフトウェアの第三者検証 .....	26
2.7	中小企業のサイバーセキュリティ対策強化に向けた IT 導入補助金制度の見直し .....	27
2.8	サイバーセキュリティ状況の有価証券報告書での開示義務化 .....	28
2.9	一元化アプリのスクレイピング規制 .....	29
	■サイバーセキュリティ対策の強化支援に関する政策要望 .....	29
2.10	上場企業のセキュリティ投資・インシデント報告義務化及び優遇策 .....	30

2.11	中小企業における情報セキュリティ対策強化支援の推進	30
2.12	経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上	31
2.13	政府機関セキュリティ情報共有及び公開	32
2.14	セキュリティ知識習得・維持にかかる個人の負担軽減	32
2.15	サイバー犯罪対応能力の強化	33
2.16	サイバー防火管理制度	33
2.17	OTセキュリティの強化及び産業育成	34
2.18	小・中・高 セキュリティ教育の必須化	35
2.19	セキュリティ人材育成の加速・高度化	36
3	IT人材の育成	38
3.1	全国統一教育プラットフォームの構築	38
3.2	技術者不足対策における次世代人材育成事業の推進 ～マイスター・ハイスクール事業の拡充	38
3.3	地域団体による実践型人材養成システムの導入と普及促進	39
3.4	国産プログラミング言語を活用した教育の推進によるデジタル自給率の向上	40
	■リテラシー向上に関する政策要望	41
3.5	国民全体の IT リテラシーの向上	41
3.6	自治体 DX 推進にかかる自治体職員のデジタルリテラシー向上施策	42
3.7	DX を実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得	43
3.8	国産言語を活用したプログラミング人材の育成	44
3.9	中小規模ソフトウェア開発事業者の「高齢化・過疎化」対策支援	44
3.10	「情報教育振興法」の新設	46
3.11	政府調達における地方デジタル人材活用促進策について	46
4	地域・産業の DX 推進	48
4.1	年末調整業務のデジタル化	48
4.2	デジタルインボイスの普及促進	49
4.3	介護 DX の推進に向けた環境整備	50
4.4	医業類似行為の保険診療におけるオンライン請求の義務化	51
4.5	G ビズ ID プライムのオンライン申請手法・対象の拡大	51
4.6	商業登記における旧氏の記録のオンライン申出の利便性向上	52
4.7	「特定創業等支援事業による支援を受けたことの証明書」の電子化	53
4.8	民事訴訟における紙とデジタルの「二重管理」の負担の回避	54
4.9	民事訴訟における「訴訟委任状」のデジタル化の促進	55
4.10	民事訴訟事件管理システム（TREEES）の利便性向上	56

4.11	自筆証書遺言のデジタル化の検討加速 .....	57
4.12	ソフトウェア制作費の資産計上見直しについて .....	58
4.13	少額減価償却資産の取得価額の損金算入基準額の引き上げ .....	58
4.14	健康経営導入中小企業に対する税制優遇 .....	59
4.15	AI 利活用に係る各種業法や土業などの規制についての見直し .....	60
4.16	IT 機器廃棄等における第三者によるデータ消去証明書取得の義務化 .....	61
4.17	秘密分散により分散保存された個人情報データの取扱いの明確化 .....	62
4.18	日印租税条約 12 条の技術上の役務に対する源泉税の撤廃 .....	63
4.19	廃棄予定食材の流通円滑化による商品ロス削減と福祉支援の制作推進 .....	64
4.20	PIO-NET 苦情情報相談の民間活用促進 .....	64
4.21	PC におけるプラットフォームの自社ブラウザ、検索サービスへの誘導に関する規制 .....	65
4.22	生成 AI 導入支援で DX 推進加速化 .....	66
4.23	オンライン・インターネット投票の実現 .....	67
4.24	公的統計の調査票情報の活用促進 .....	68
4.25	電子帳簿の要件緩和及び税務調査のデジタル化 .....	69
4.26	デジタルプラットフォームにおける不正情報共有のための取組の推進 .....	70
4.27	マイナンバーのグループ会社間共有及び利活用 .....	70
4.28	ラストワンマイルにおける自家用車運送の実現 .....	71
5	ダイバーシティ社会の実現 .....	73
5.1	デジタルが生み出す「職」で障がい者所得向上と社会参画 .....	73

## 1 デジタル基盤の整備

### 1.1 政府の制度改正全般における情報発出の早期化等

#### 【要望の理由・背景】

- デジタル社会の形成を推進していくためには、それを支えるシステム開発のためのリードタイムを考慮して制度改定を行なう必要があることを全ての国の機関が理解して行動しなければならない。ソフトウェア開発のプロセス（必要なテスト期間を含む）を前提とすると、少なくとも2ヶ月程度の開発期間を確保し得る日程で新たな制度・報酬等に係る省令、告示、通知等の発出を実施されるよう強く要請する。
- 特に現行の介護報酬施行のプロセスにおいては、介護報酬の算定要件の具体の解釈や各種帳票への記載に係る定めが施行日時点においては必ずしも明確ではないために、関係省庁による決定および事務連絡の発出を待った後、施行日以降にソフトウェアのアップデート開発や導入事業者への情報提供等の対応に追われる介護ソフトベンダーが確認されている。施行日以降にソフトウェアの仕様に影響を与える事務連絡等が示される現在のプロセスは、介護事業所の請求業務の処理等を行う現場に負荷を与えとともに、介護ソフトベンダーの開発の現場においても、報酬改定の行われる年の3月から4月にかけて、集中的な稼働（デスマーチ）の発生するケースが現に確認されており、情報セキュリティ上のリスクを増大させる可能性も指摘されている。

#### 【要望内容】

- 政府の制度改正全般における情報発出の早期化：デジタル社会を推進していく観点から、政府においては制度改正全般に際して、行政手続き等のデジタル化を支える民間側のシステム開発に要するリードタイムを考慮し、少なくとも2ヶ月程度の開発期間を確保できる日程にて新制度の施行及び関連通知等の発出を行うこと。
- 介護報酬改定に係る情報発出の早期化：次期介護報酬改定に際しては、①改定前年に開催される社会保障審議会介護給付費分科会において（各種計画書等の新たな帳票・様式案を公表すること、②施行に先立ち、2ヶ月程度の開発期間を確保し得る日程にて、通知等を通じた改定に係る詳細情報の発出を行うこと。

根拠法令：デジタル社会形成基本法、介護保険法及び同施行規則

規制監督省庁：デジタル庁（デジタル社会形成基本法）、全府省（特に後段は厚生労働省）

### 1.2 電子申請のワンポータル・ワンスオンリー化

#### 【要望の理由・背景】

- 電子申請手続については現状、所得税・住民税・社会保険等の制度ごとに政府システム（ポータル）が構築され、制度や各申請ごとに、提出先・時機・方法が異なっており、事業者にとっての利便性がないという大きな課題がある。
- 上記課題が解消されることにより、以下の効果が期待できる。
  - 税・社会保険業務の効率化
  - 個人単位の手続におけるマイナポータルの活用促進
  - 各当局データの活用促進

#### 【要望内容】

- 上記課題について、以下のとおり改善していただきたい。
  1. 社保(年金、健保)、雇用などの資格取得を一度の手続きで完了できるように、政府で制度変更及び情報共有をしていただきたい（今の制度を変えない前提でのワンストップは不要）。
  2. ポータルは1つ、ワンスオンリーにより、1つの申請を起点として必要な複数手続きを完了できるようにしていただきたい。
  3. 仮にポータル1つに集約することが困難な場合は、「行政機関と事業所間」と「行政機関と個人間」の各手続きごとに集約していただきたい（例えば、「行政-事業所間」はe-Govへ集約、「行政-個人間」はマイナポータルに集約する等）。
  4. ワンストップ・ワンスオンリーの実現により、企業の実務負担を軽減していただきたい。

根拠法令/関連予算/関連税制：情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律  
（デジタル手続法）

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、財務省、総務省、厚生労働省

### 1.3 フィンテック推進のための API の環境整備

#### 【要望の理由・背景】

- 2018年に制度的に位置づけられた電子決済等代行業は、ITを活用し、ユーザーの委託を受けて振込指図や口座情報の取得等を行う事業者であり、取得した口座情報を会計ソフトに連携して自動で記帳して中小企業を含む事業者の生産性を向上させることや、家計簿アプリに情報連携して個人の利便性を向上させることなどが期待されている。
- この点、銀行については、銀行法によりオープンAPIの導入が努力義務化され、特に参照系APIについて一定の普及がみられるが、クレジットカードや電子マネーにはAPI開放義務がなく、API化が進展していない。法人及び個人によるクレジットカードや電子マネー

ーの利用が広がる中で、APIが整備されていなければ上記のような情報連携を行うことが困難になる可能性があり、このことがキャッシュレス化及び法人業務のデジタル化を阻害する要因になっている。

- また、銀行APIについても、更新系APIについては普及が進んでいない。法人については、事業者の取引の各過程をデジタル化・自動化し、一気通貫で処理することによる大きな生産性の向上、個人についてはアプリを通じた送金による利便性の向上等がそれぞれ期待されているところ、更新系APIが普及していないことがこれらを阻害する要因となっている。

#### 【要望内容】

1. クレジットカード・電子マネーのAPI開放に向け、まずは大手事業者からAPI開放を義務付けることを含め、政府において議論を進めていただきたい。
2. 銀行の更新系APIが普及していない原因の一つは、金融機関の仕様が多様化し、特に新規参入事業者の対応コストの負担が大きいことと考えられるため、政府及び民間団体で更新系APIの仕様収斂に向けた検討を進めていただきたい。

根拠法令/関連予算/関連税制：銀行法、割賦販売法、資金決済法

規制監督省庁/関連省庁：金融庁、経済産業省

### **1.4 デジタル庁（国）が行う新システムへの第三者によるシステム検証の実施**

#### 【要望の理由・背景】

- 昨今の大手企業のシステム障害、政府、自治体のコロナ絡みのアプリ、システムの不具合が多発している。
- 今後の民間企業ならびに政府のDX化を成功に導き、IT化の目的達成や事業投資に対する成果や投資効果を正しく得るために第三者によるテスト検証の重要性は日々増している。
- 今後、ますます、膨大となるソフトウェア、デジタル製品の品質を人手に頼ってはいけません。スピーディな開発や追加・変更ができない。
- デジタル庁の創設によりDXは加速され多くのサービスが提供されるがソフトウェアに関しては、一定の標準化を図ることにより品質が保証されると考える。

#### 【要望内容】

- 製品やサービスの開発計画の初期段階から品質基準を設定し、その実現のためのプログラム開発計画、テスト計画、運用計画を作成し、同時並行で行うことが必要である。

- デジタル庁が主導して行う新しいシステム開発の標準化と国際化、全ての利用者が不具合なく、安心安全に利用できるシステムの提供化行政サービスのIT化による利益を平等に享受できるよう、第三者による検証の必要性和実施計画を提言する。

## 1.5 派遣と請負との区分に関する判断基準（37号告示）の疑義応答集及びガイドライン刷新

### 【要望の理由・背景】

- 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（以下、37号告示）は安全衛生対策や労働時間管理の適正化を目的としており、請負では発注者と労働者（請負業者と雇用関係にある者）との間に指揮命令関係を生じないとしている。発注者と労働者間のコミュニケーションが「指揮命令」に該当する場合、いわゆる偽装請負（労働者派遣法に違反）とみなされる。
- 37号告示関係疑義応答集及びガイドラインが以下の状況であり、「指揮命令」に該当するかが不明瞭である。
  - ① 特定業種における個別事象について解釈が示されており、自社の状況に当てはめが難しく予測可能性が乏しい（37号告示関係疑義応答集第3集においてアジャイル型開発の場合の解釈のみ示されているが、アジャイル型開発以外の場合でも当てはまるか不透明である）
  - ② 現行の疑義応答集の最新版が公表される度に、過去分の見直しや整理がされないまま追加され内容が複雑化している。
- 上記により、発注者と労働者間の直接的なコミュニケーションが懸念され、管理責任者を通じた労働者へのコミュニケーションが実質的に必須と現場で解釈されることで、フリーランスや副業・兼業人材への報酬圧迫や発注控え、プロジェクトの生産性低下等の問題が生じている。

### 【要望内容】

- 37号告示関係疑義応答集及びガイドラインの刷新
  - ① 疑義応答集第3集はアジャイル型開発に限らず、システム開発全般においても当てはまる考え方であることを明示
  - ② 関係疑義応答集第1集から第3集の各規定を点検のうえ修正及び項目整理

### 根拠法令等：

- 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（37号告示）関係疑義応答集第1集から第3集、労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド

- 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（37号告示）
- 労働者派遣法第2条第1号及び第3号、労働者派遣事業関係業務取扱要領 p. 1～9

規制監督省庁：厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課

## 1.6 地方活性化のための「中小企業デジタル経営コーディネート（仮称）」事業案

### 【要望の理由・背景】

- 3月に経済産業省から支援機関向けに「DX支援ガイドンス」が発行されたように、中小企業のデジタル経営へのシフトに向けては、支援機関による伴走支援アプローチが極めて重要であるが、一方で支援機関の人材やノウハウの不足が顕在化しており、支援体制の強化、支援能力の向上が喫緊の課題であると中小企業白書でも指摘されている状況にある。
- かかる状況を踏まえ、経済産業省推進資格として20年余に亘り、経営者対話を繰り返しながら経営ビジョンを描き、その実現に向けデジタル技術を駆使したDX戦略を策定するなど、広く伴走支援を行ってきたITコーディネータ（以下ITC）を有効にご活用いただくこととしたい。

### 【要望内容】

- 中小企業の伴走支援において、ITCの役務サービス業務に対する複数年に亘る補助金制度の創設
1. 経営者ヒヤリング、内部環境分析、デジタル経営戦略策定などの上流工程支援
  2. IT導入計画、開発・導入支援、運用後フィードバックなどの下流工程支援

<予算> 5.4億円

- 上流工程支援：21800万円（600社×10回×5.3万円）
- 下流工程支援：21800万円（600社×10回×5.3万円）
- DX認定支援：5450万円（300社×5回×5.3万円）
- 事業説明会、マニュアル作成等：350万円
- 事務局費：4900万円（10%）

関連予算：IT導入補助金

関連省庁：経済産業省（中小企業庁）

## 1.7 中小自治体の「階層別 IT 人材育成」支援事業案

### 【要望の理由・背景】

- 令和5年度において、都市部の大規模団体では出始めた先行事例は、一般市以下の市町村へも拡がりを見せている。DX人材育成を人事研修に組み入れ、下記の階層別教育を展開することが必要となっている。
  - 新任職員研修（情報政策関連の新任職員研修として実施している自治体は多い）
  - 一般職員研修
  - DX推進員向け技能研修
  - 管理職（所属長）向け課題解決研修
- なお現時点では階層区分は自治体ごとに異なることもあり、階層別の人材育成に実績を持つ外部人材を登用し、統一化を図る必要がある。

### 【要望内容】

- 中小自治体での階層別IT人材育成計画を立て、育成を実施する事業の予算化。

#### <育成メニュー例>

- ① 現状業務の可視化・分析力
- ② 標準業務とのフィット&ギャップ分析力
- ③ 要件定義力（移行仕様、独自業務要件、など）
- ④ IT活用力（ローコード／ノーコード教育、データ活用、など）

#### <要望補足>

1. IT教育・人材育成カテゴリ（2種類）
  - ① リテラシーに関する要望（社会人全般のDXリテラシー）
  - ② デジタルトランスフォーメーションを牽引するDXリーダーの育成に関する要望
2. 育成対象者：社会人
3. 施策対象域：自治体

#### <予算>

- 研修講師育成・サポート費：5000万円  
（100名育成&サポート、2年間5名配置の育成&サポートセンターを運用）
- 研修実施費：15億円（1500自治体×100万円）
- 事務局費（大手シンクタンクなどを想定）：1億5500万円（10%）
- 中小自治体数：1500（人口10万人以下）
- 研修講師数：100名（1名平均15自治体を担当）

関連予算：

関連省庁：デジタル庁、総務省

## 1.8 個人データ利活用における情報信託機能の活用促進と普及啓発について

### 【要望の理由・背景】

- GDPRやデータガバナンス法等、国際的なルール整備が進んでいる。DFFTの実現において日本国の制度がガラパゴス化しないよう、データ利用に関わる法制度やガイドライン、国家戦略を世界基準を踏まえて策定する必要がある。
- 国外では個人のデータ主権を確保する政策が講じられている。個人データに対する本人の権利拡充・強化を図ることで、企業が抱えこむデータを個人の意思で活用することが可能になり、国内のデータ流通・活用が大きく進む。
- 個人データ流通・利活用に係る制度や仕組みの検討は医療・健康、教育、防災等の「分野毎」に行われている。他方、総務省では「情報銀行」が生活者の委任を受けて個人データを仲介し、個人のコントロールビリティを確保することで、個人データの流通・利活用を促進するための検討が進められている。
- 分野毎に異なる制度が運用される場合、事業者はシステム構築や運用コスト、対応期間等の負荷が重なることで参入障壁が高くなり、消費者は乱立した制度について十分な理解を得ることが難しく、混乱や信用不安につながる懸念される。分野を横断した個人データの連携、利活用が阻害要因となりえる。

### 【要望内容】

1. データポータビリティ権の法制化による個人情報取扱事業者に対する個人データ流通促進
2. 個人データ流通促進のための「個人データに関する保護と利活用」の考え方の普及啓発
3. 分野毎に制度設計が進められている個人データ利活用に関する指針等の相互運用性を確保
4. 「情報銀行」認定制度の活用促進
  - 自治体からの委託により、個人データを流通させる事業主体に対して「情報銀行」認定取得を勧奨
  - 「情報銀行」認定取得事業者に対するマイナポータルAPI審査の簡略化

根拠法令/関連予算/関連税制：個人情報保護法、包括的データ戦略、デジタル社会の実現に向けた重点計画

規制監督省庁/関連省庁：総務省、厚生労働省、経済産業省、デジタル庁、内閣府、  
内閣官房

## ■ 国家データ連携基盤に関する政策要望

### 【要望骨子】

1. 日本のAI競争力を確保し、グローバルな科学技術振興を牽引するためには、大規模計算基盤の早期確保が不可欠。国内の計算基盤の更なる充実に向け、既存のクラウドプログラムを上回る規模感の民間への支援措置組成と次世代富岳への投資前倒しを求めたい。
2. 日本のデジタル社会とAIの競争力強化にはデータ活用が不可欠。個人の権利利益の保護は大前提としつつ、利用の用途が特定の個人への影響を伴わない汎用的な目的である場合等には、個人データの柔軟な利用や第三者提供を可能とする仕組みを設けていただきたい。

## 1.9 AI 社会を支える次世代計算基盤の整備

### 【要望の理由・背景】

- AIの利活用に係る機運は世界的に向上し、AIが社会・産業・科学技術イノベーション発展の鍵を握ることが共通認識となる中、計算基盤の重要性が一層高まっている。
- 文部科学省におけるHPCI計画推進委員会が公表した「次世代計算基盤に関する報告書最終取りまとめ（2024年6月）」では、「科学技術振興・産業競争力等の観点から、今後計算基盤の重要性がさらに増していくこと・時代の要請に応える計算基盤を常に提供していくことが重要」である旨明示されている。
- 加えて、経済産業省は経済安保の枠組みの下、「次世代に向けた基盤クラウドプログラムの開発に必要な生産基盤の整備」という形で計算基盤の確保に動く民間企業を支援している。
- 一方、海外に目を向けると、米国ではエネルギー省支援による新たなスーパーコンピュータの開発が進むなど、AI対応の強化に向けた計算基盤の整備が世界的に進む中、我が国の科学技術・イノベーションが世界をリードすることを目指す上では次世代型の計算基盤構築をより加速させることが不可欠。

### 【要望内容】

- 日本のAI領域における競争力を確保し、グローバルな科学技術振興・イノベーションを牽引するためには十分な計算基盤の確保を可及的に速やかに進めることが不可欠。対応の遅れは埋め難い競争力格差を生じさせかねない。

- 政府においても既存の取り組みの延長線上としてではなく、本件の重要性を鑑み、より一層の対応強化を期待する。
- 国内の計算基盤の更なる充実に向けては、官民双方における対応の加速が不可欠であることから、具体には以下を要望する。
  - 民間への支援としては、国際競争の観点から早期に大規模計算資源を構築することが非常に重要であることから、2025年以降速やかに既存のクラウドプログラムを上回る規模感の支援措置組成を望む。
  - 国においては、次世代富岳の稼働目標が遅くとも2030年頃までとされているが、必要な投資額を前倒して投入し、早期稼働の実現を期待する。

関連予算：計算可能領域の開拓のための量子・スパコン連携プラットフォームの研究開発など

関連省庁：経済産業省、文部科学省、内閣府

## 1.10 個人データの柔軟な利活用の推進

### 【要望の理由・背景】

- 2024年6月に改訂された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、今後の成長戦略を支えるものはデジタル化であり、データを最大限活用することが不可欠である旨明示された。加えて、自民党AI-PT「AIホワイトペーパー2024」（2024年4月）においては、AIの進化に向けて学習データの確保・データ戦略が重要である旨提言されている。
- このように、データがデジタル社会における価値や競争力の源泉であることは、日本国内のみならず、世界的な共通見解となりつつある。
- 個人情報保護委員会が2024年10月に公表した「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」及び「今後の進め方」においてもデジタル社会の進展に伴う個人情報利用のあり方が論点とされている。
- 個人の権利利益の保護は大前提としつつ、国内のデジタル産業育成という観点からは、個人の利益を毀損しない範囲において、より柔軟に個人情報・個人データを取り扱うことへの期待も大きく、保護と活用とのバランスを考慮した政策議論の推進を期待したい。

### 【要望内容】

- AIの発展とデジタル社会の基盤強化のために、データ活用は必要不可欠。特に、デジタル社会における価値や競争力の源泉としてのデータの重要性は、国内外で共通の認識となりつつある。現行の法制度では、社会の発展を阻害し、国際競争力を失うおそれ

- があるため、データをAIに供給し、競争力を維持するための制度の緩和が急務。
- 特に以下のような場合には、本人の関与を通じた利用の適正性担保の原則を緩和し、柔軟な利用や第三者提供を可能とする仕組みを設けることが求められる。
    - 利用の用途が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な目的（統計的利用等）である場合
    - ユーザーが意思を持ってデータ利用を停止できる措置（オプトアウト等）を併設する場合
  - さらに、デジタル・AI領域が急速に進化する現状を鑑み、日本の競争力を維持・強化するためには、時勢に即した速やかな制度見直しが必要。3年ごと見直しの枠組みに拘らず、円滑かつ柔軟な制度の見直しを切に求める。

根拠法令：個人情報保護法

規制監督省庁：個人情報保護委員会

### **1.11 自治体システム標準化・最適化に向けた状況調査と予算措置の必要性**

#### **【要望の理由・背景】**

- 自治体システムの現状は、標準化や最適化が不十分であり、コストや効率面で多大な課題を抱えている。国は「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」を策定し、基幹系20業務以外にもシステム標準化を進めようとしているが、OGC（一般社団法人オープンガバメント・コンソーシアム）の調査によれば、自治体の情報システム部門は自らのシステム状況を十分に把握していないことが判明している。本要望では、これらの課題を整理し、システム状況調査の実施と予算措置の必要性について述べる。
- 現状の課題として、システムの複雑化・老朽化・ブラックボックス化が挙げられる。各自治体が独自にシステムを構築してきたため、全体像が見えにくく、改修や連携に大きなコストがかかっている。老朽化したシステムはセキュリティリスクや運用の困難さを増大させ、技術者の確保も難しくなっている。また、システムの仕様が不明瞭なまま運用されている例も多く、担当者の異動で知識が失われているケースもある。
- このため、自治体システム状況の詳細な調査が必要である。システムの稼働状況や費用、セキュリティレベルを把握し、標準化や共通化の方向性を検討すべきだ。さらに、コスト削減効果や業務効率化の効果を検証し、投資の妥当性を確認する必要がある。
- システムの共通化により、開発・運用コストの削減や重複投資の抑制が期待でき、業務効率化やセキュリティ強化も進むと考えられる。

#### **【要望内容】**

- 課題：標準化・最適化に向けて、各自治体のシステム状況が把握できていない。システムの呼称や範囲も統一の基準がなくバラバラのため、全体像の把握が難しい。また、自治体内部の専門人材が不足。
- 要望項目1：民間支援を受けて、自治体システムの現状調査をするための予算措置（各県が取りまとめることを想定）。14.1億円（1県あたり3,000万円×47）
- 要望項目2：システム導入状況を継続的に管理する仕組みの構築・ガイドライン策定。デジタル庁が主体となり、全自治体のシステム導入・利用状況を継続的に管理する仕組みおよび、運用継続のためのガイドラインを策定。この情報をもとに、標準化・共通化の要否、システム更改時期を考慮した導入時期の検討につなげる想定。

根拠法令/関連予算/関連税制：地方自治法第2条第14項、デジタル社会形成基本法第4条・第13条、地方財政法第3条等

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、総務省、財務省

## 1.12 ビジネスアプリケーションの競争市場環境の確保

### 【要望の理由・背景】

- 一部の巨大プラットフォームが、圧倒的な市場シェアを有する表計算などの基本的なオフィスアプリケーションと他のビジネスアプリケーションを抱き合わせて販売することにより、競争を回避しながら市場を獲得しており、競争環境が歪められていると考える。
- プラットフォーマーによる市場支配力拡大やデータ寡占への懸念は諸外国でも指摘されており、ビジネスアプリケーション市場の競争環境が損なわれれば、ITコストの高止まりや企業の競争力低下につながり、喫緊の課題と考える。
- 特に下記の市場において、不当な競争が観察される。
  - エンドポイントセキュリティ(EDR) / 業務自動化(RPA) / 認証(IDaaS)

### 【要望内容】

- プラットフォーマーによる表計算などの基本的オフィスアプリケーションと上記ビジネスアプリケーションを明確に分離し、抱き合わせ販売を禁止する規制法の立法・施行をお願いしたい。
- 公正取引委員会「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」に基づく、「私的独占」への調査・監視強化、警告時の公開の徹底。
- 米司法省や欧州連合（EU）欧州委員会の動きに対する連動強化。（日本市場だけが抜け道にならないように）

根拠法令/関連予算/関連税制：

- プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則について  
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/dec/181218.html>)
- 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律  
(<https://laws.e-gov.go.jp/law/502AC0000000038>)
- 公正取引委員会 排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針  
(<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/haijyogata.html>)
- 独占禁止法第19条(不公正な取引方法の禁止)

規制監督省庁/関連省庁：公正取引委員会 / 経済産業省 / 総務省 / デジタル庁

### **1.13 自治体 DX 推進のための産学官連携「自治体 DX 推進組織」への助成**

【要望の理由・背景】

- デジタル社会形成基本法において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自立的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。しかしながら、自治体、とくに地方部においてDXを推進する人材を確保する体制を整えることは困難であり、自治体DXの推進に遅れが生じている。また、DXの推進は行っているが、成果として表れていない、評価もできていない状態の自治体も存在する。
- さらに、デジタル庁が進める「地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下、標準化基本方針）」によると、自治体の標準準拠システムへの移行が定められているにもかかわらず、データの共通化ができていない、ITベンダーのリソースが不足して対応できない、予算が確保できない、等の理由により、標準化基本方針で2025年度末としていた移行期限の一部先送りが決まり、移行できていない自治体の住民は適切なサービスを利用できず、住民間のデジタル格差が生じてしまっている。これらの自治体は地方部のみならず、都市部についても一定数存在する。

【要望内容】

- 産学官連携「自治体DX推進組織」の設立および運営に対する助成
- 各自治体における現状把握、課題の発見と解決に繋がる客観的な分析、継続的な調査、問題解決および情報の共有を実施し、自治体のDXならびにシステムの共通化を推進するための産学官連携組織「自治体DX推進組織」を設立する。この結果、各自治体がデジタルを活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、データを最大限活用し、官民の理解から相互の業務を効率化することにより、あらゆる

国民が生活の利便性を向上させ、安全・安心を前提とした多様な幸せが実現できる社会を目指す。

根拠法令：デジタル社会形成基本法、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

関連省庁：デジタル庁、総務省、文部科学省

#### **1.14 官公庁が発注する大規模システムの構築に地方 IT 企業が参画する仕組みの整備**

##### **【要望の理由・背景】**

- 現在の入札制度では、資格要件、支払要件などが厳しく、結果として中堅・中小企業、地元企業の市場参入が難しい。
- 2023年3月にデジタル庁情報システム調達改革検討会より開示された「デジタル庁情報システム調達改革検討会最終報告書 簡易版」によると、中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大を実現するための取り組みとして、「技術力を有する多種・多様な企業の参入円滑化」および「DMP導入検討」が計画されている。
- これにより、透明性、競争性などが向上され、中小を含めた多くの企業の参入障壁は下がることが見込まれる。
- またベンダーロックインの排除についても計画されており、企業が公平に入札に参加できるようになることが期待される。しかし、中堅・中小企業、地元企業の参入チャンスを増やすためには、今の計画に加え、より中小企業の現状に寄り添った施策が必要と考える。
- これにより地方IT関連業者の創業増加及び技術の底上げを行い、地域ユーザーのDX推進及びセキュリティ対策などに寄与することが可能になると考える。

##### **【要望内容】**

1. 中小企業が連携して受注する仕組み作り  
JV制度及びJVでの入札が容易になり加速されるような入札資格制度の見直し。
  - JVでの入札資格取得を可能とする。
  - 首都圏と地方企業でのJVを推奨し、その取り組みに補助金制度を設ける。
2. 完全競争入札ではなく、地元及び中小企業に発注枠を設ける。
3. 完成検収後決済ではなく、工事進行基準に準拠しフェーズ毎の検収を可能にし、支払いも検収に合わせて実行する。
4. 開発期間中の政府融資制度などを創設する。

根拠法令/関連予算/関連税制：地方自治法施行令第167条の5

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省、総務省、デジタル庁

### 1.15 政府調達における工程別入札制限について

#### 【要望の理由・背景】

- デジタル庁は政府情報システムの整備及び管理に関する政府共通ルールとして「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和6年5月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）をまとめており、その中の「入札参加資格に関する事項」として以下を明示している。

第3編 ITマネジメント 第6章 調達 2.調達仕様書の作成等 1) 調達仕様書の記載内容 ク 入札参加資格に関する事項

#### 入札制限

透明性及び公正性並びに確実な契約履行等を確保するため、次のイ) からハ) までに掲げる者に対し、入札制限を定めるものとする。

- イ) 各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者は、透明性及び公正性の確保の観点から、当該調達案件の入札に参加させないものとする。ただし、競争上何ら有利と認められないと認められるときはこの限りでない。（後略）

- 仕様書作成業務に直接的に携わっていない場合、または競争において有利とならないことが明確に認められる場合は、一連の関連する調達の受託事業者であっても入札制限の対象ではないと示されている。
- しかし、実際の各府省庁の政府調達では、これまでの慣習を踏襲し仕様書の作成有無に関わらず上流の工程（調査・計画・要件定義）を受託した企業が後の工程（設計・構築・運用）の調達への参加を画一的に制限するケースが多く存在している。
- このような画一的な受注制限は、上流工程事業者の責任感低下を招く可能性がある。下流工程への参画がないため、不適切な計画や要件定義を作成しても責任を問われにくい状況が生じ、結果として下流工程事業者が無理な作業を強いられたり、低品質なシステムを納品せざるを得ない事態を招く可能性がある。さらに、この制限によって、上流工程に優れたノウハウを持つ企業が下流工程に参加できず、効率的で生産性の高いシステム開発が阻害される懸念もある。

#### 【要望内容】

- 高品質な政府情報システム開発のため、調達における公平性と生産性を両立させるべ

く、各府省庁の調達における「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に即した入札制限の見直しを検討いただきたい。

- 現状存在する工程別の画一的な受注制限を見直し、より柔軟な運用を行うことで、中小スタートアップ含めた多様な企業が上流工程の調達にも参画しやすくするべきと考える。

例) 上流工程（調査・計画・要件定義）の業務と、その後の工程の調達に係る仕様書作成の業務は別調達にするよう運用ルールを作成する

例) 上流工程（調査・計画・要件定義）の業務の仕様書に、次工程の受注制限の有無を必ず明記するよう運用ルールを作成する

例) 仕様書の公平さを第三者的に担保する仕組みを検討する

根拠法令：デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン

関連省庁：デジタル庁、各府省庁

#### **1.16 IT 調達に係る国等の物品等又は役務における採用実績の公表等**

##### **【要望の理由・背景】**

- 調達参加時に導入製品の審査の一環として行われる「サプライチェーンリスクに係る確認」において、導入予定製品が採用不可となった際に、審査基準が明かされない場合がある。裏付けとなるNISCが定めている「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」では審査を行う対象調達や導入製品の区分は示されているが、審査基準が不透明である。
- 結果、採用不可となることによる製品の再選定による時間確保や見積算出への影響が生じるだけでなく、再選定の際に留意すべき事項が判然とせず、恣意的な運用への疑念が生じかねない。

##### **【要望内容】**

- 役務提供者や、製品等の部品レベルでの採用実績の公表を要望する。現在、情報セキュリティの観点から経済産業省ではSBOM（Software Bill of Materials）の企業による活用を推進しているが、同様に国においても安全保障とのバランスを鑑みつつ、採用した製品等についての情報を可能な範囲で公表するべきである。調達過程における製品選定の効率化が図られるとともに、採用実績を持つ製品や企業の信頼・価値の向上につながり、ベンチャー企業などを中心とした国内企業の競争力強化にも資する。
- また、可能ならば、審査における具体的な基準の公表、および採用不可となる事由を

挙げての通知・公表もなされるべきと考える。ただし、基準や不採択事由を基にした対策によって製品自体の安全保障リスクの低下が図られる一方で、基準への抵触や不採用となった製品については、関係する企業の価値の損失も懸念される。総合的に勘案し、今次においては、採用基準や採用不可事由の公表について、是非を含めた包括的な議論・検討の実施および検討結果の過程を含めた公開を、上記の役務提供者・製品等の採用実績公表と合わせて要望する。

根拠法令：IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ

規制監督省庁：内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンター）

関連省庁：デジタル庁、経済産業省

## 2 セキュアな環境整備

### ■ ISMAP 制度の見直しに関する政策要望

#### 【要望骨子】

1. 運用の責任主体の明確化
  - 責任主体の明確化、議事録の公開
2. 認定機関の拡充
  - 監査法人の拡大
3. 監査期間の短縮と審査工数の削減
  - 他認証制度との重複、サービスごとにISMAP制度の登録が必要な点
4. ISMAP-LIUの活用
  - 費用が高額、スタートアップ企業も含め参入障壁あり
5. 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に関する改善要望
  - 初期登録並びに更新に必要な監査費用が大きな参入障壁
  - ISMAPの対象となる政府組織や暫定措置の扱いが不明確
  - 民間企業が投資判断に必要な情報が不足

#### 2.1 ISMAP 制度／運用の責任主体の明確化

##### 【要望の理由・背景】

- 制度設計と運用の責任主体が不明確。ISMAPに関しては総務省、経済産業省、デジタル庁、NISC、IPAが担当をしているが制度全体の課題等をどこと話をして解決をしていくことができるのかが不明確。総務省は広報を担っており、デジタル庁はDMPの部分に関与しており、NISCは運営委員会の事務局をしているに過ぎないという説明を受けているが、これではどこが責任を持って全体をガバナンスしているのかがわからない。
- 「情報セキュリティ管理・運用の基準」「監査機関登録申請者に対する要求事項」等について、ISMAP運営委員会でのどのように議論が行われ決定されたのかといった意志決定プロセスが不透明であり、ようやく公開されることになった議事要旨では開示として不十分である。特に委員名簿が公開されていないため利害関係者が委員となっているかどうかを外部の民間の目でチェックもできない状態にある。

##### 【要望内容】

- ISMAP制度全体について最終的に責任を持つ行政庁を明確にし、制度のガバナンス体制を見直していただきたい。
- 法律上の明文の根拠なく委員の構成員を秘匿することは行政機関としての透明性を欠いているので、委員名の公開と議事録を公開いただきたい。なお、個別事業者の案

件を取り扱うこともあるため議事録の公開はできないとの説明を受けているが、部分的に非開示が適切なものがあるとしても、非開示とする手続を公開すると同時に、非開示の必要がない部分については全て公開することを前提とすべきではないか。

根拠法令/関連予算/関連税制：サイバーセキュリティ基本法、「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、NISC、総務省、経済産業省

## 2.2 ISMAP 制度／認定機関の拡充

### 【要望の理由・背景】

- 監査認定機関が5社  
([https://www.ismap.go.jp/csm?id=audit\\_institution\\_list](https://www.ismap.go.jp/csm?id=audit_institution_list)) と少なく、競争原理が発生せず、結果費用が高額となっている。

### 【要望内容】

- 経済合理性の観点でも、もっと情報を開示することで申請を容易にすべき。  
参考：ISMS認証機関は30社程度 (<https://isms.jp/lst/isr/>)

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、NISC、総務省、経済産業省

## 2.3 ISMAP 制度／監査期間の短縮と審査工数の削減

### 【要望の理由・背景】

- 報告書の作成を含む監査期間（最短3+3か月、通常1年+3か月）とISMAP登録支援機関による審査（初回平均6か月）を登録に要するため、最新のサービスがリリースされてから利用できるまでに、最短1年、最長1年9か月を要する状況であり、アジャイル型に新規サービスを連続リリースするDX推進とイノベーション技術導入を阻害している。
- 運用状況評価は工数における負担が大きい割に、整備状況のみを毎年監査することで十分評価のレベルを担保可能であるため、廃止することが十分可能であり、他の認証との証跡の準用が容易になるものと思われる。
- 会計監査と異なり監査法人に法的な責任を課するような仕組みではないにも関わらず、過剰な審査が行われているため、日数も費用もかさんでいるだけでなく、CSP側に監査専門者を確保しないと対応できないレベルが求められているのが実態。
- 審査の進捗状況が見えないことも不安要素の一つであり、IPA内部での進捗をより詳

細に公開することはできないか。審査会は2か月毎に実施されていると推察しているが、本議事録を参照しても審査の状況を確認することができない。状況が確認できることで不安要素は削減されるものとする。

- 参考：クラウドサービスリストの直近更新状況：2024/10/30：2件、2024/9/2：2件、2024/7/29：2件、2024/7/1：1件
- 現在は70を超えるサービスがリストに登録されているが、年間を通じて具体的にどのようなスケジュールをもって審査更新される見込みであるのか不明。更新手続きとしては、①外部監査機関でのレポート受領、②必要に応じ改善計画、完了報告、③審査となるが、①から③まで半年以上経過しているのが現状である。時間が経過することで意識、記憶も薄くなり非効率である。
- サービスごとにISMAP制度の登録が必要であり、費用が高額なため、登録済の企業でも追加サービスの登録を断念したり、スタートアップ企業では対応できない。

#### 【要望内容】

- ガバナンス及びマネジメント領域に関する要求は、ISO/IEC27001、27014、27017認証の実績とのマッピングにより、管理策ごとに参照する事で差分認証を可能にし、CSP事業者にとっての多重投資を抑制すべき。
- ガバナンス基準、マネジメント基準に関しては統制の変更が無い限り、サービス単位で異なるものではないため、新規サービスリリースに際して再度監査する必要性は、リスク管理の観点からも非常に低いので、省略が可能ではないか。制度改善の取り組みが、ISMAPの監査技法そのものの特殊性を維持したまま、監査サイクルの複数年への分散により監査コスト削減をめざしているため、ISO/IEC27xxやSOC2/3の監査証跡の準用を可能な監査技法見直しをすべき。
- 既に登録済企業においては、追加サービスを申請する際、共通する監査項目を除外することなど検討いただきたい。

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、NISC、総務省、経済産業省

## 2.4 ISMAP 制度／ISMAP-LIU の活用

### 【要望の理由・背景】

- ISMAP-LIUの採用判断が利用者に委ねられている。行政機関が豊富なエンジニアやシステム専門家を抱えているのであれば別だが、現状、システム利用が、Low-Impactであるかどうかを利用者側に委ねることは、ないものねだりに過ぎないのではないか。
- 認定プロセスにおいて利用者側に求めるべき「業務影響度評価」をCSPが実質的に行

うことは適切ではない。管理策の官庁対象を複数年に分散させることで監査費用の負担を減らす制度だが、代わりに内部監査報告書を保管しておく必要があるため、CSPの負担は変わらない。

- Low-Impactであるという評価を特定政府機関に出してもらわない限り、監査手続きに入れないため、事実上リスク評価の説明をCSP自前で用意する必要がある。
- 評価を出した特定機関がサービスの使用をやめた場合、改めて別の機関に評価をしてもらわなければLIUのリストから外されてしまう。
- LIUを取ることで入札要件として有利になる案件がないため、投資するならISMAPにするしかないが、ISMAP取得には高額で環境を整えなければならないため小規模事業者では最初からあきらめてしまう。スタートアップやベンチャー企業にやさしくない仕組みになっている。
- ISMAPも同様だが費用対効果ははっきりせず、その中でもISMAP-LIUの優位性もはっきりしないために登録がいまだに1件（2024年10月31日時点）となっている。

#### 【要望内容】

- 「業務影響度評価」をやめ、SaaS専用といった位置付けが必要である。

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、NISC、総務省、経済産業省

## 2.5 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に関する改善要望

#### 【要望の理由・背景】

- 2020年よりISMAPの運用が開始された。担当省庁はISMAPの改善に向けて尽力されているが、制度を利用する側にとってはまだ多くの課題が残っていると認識している。主要な課題である下記3点について、引き続き、具体的な時間軸ならびに数値目標を設定して改善をお願いしたい。
1. 初期登録並びに更新に必要な監査費用が大きな参入障壁
  2. ISMAPの対象となる政府組織や暫定措置の扱いが不明確
  3. 民間企業が投資判断に必要な情報が不足

#### 【要望内容】

- 政府の目指すクラウド・バイ・デフォルト早期実現のため、本制度は大変重要であると認識。以下3点の検討をお願いしたい。
1. 初期登録並びに更新に必要な監査費用が大きな参入障壁
    - 「ISMAP制度改善の取組み」にて制度所管省庁(NISC、デジタル庁、総務省、

経済産業省)が本件を認識し、監査項目の見直しを実施していることは承知しているが、その削減率はまだ十分とは言えず(特に初回登録時)、継続しての取組みをお願いしたい。

- 特にISMS、SOC2、FedRAMP等の認証と重複する監査項目も多い。すでに取得済み認証で監査済みの項目は免除するなど、抜本的対策をお願いしたい。

## 2. ISMAPの対象となる政府組織や暫定措置の扱いが不明確

- 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等により、原則ISMAP登録サービスの採用を規定しているが、対象となる組織が明記はされていない。サプライチェーンリスクの観点からもGSS、LGWAN等を通じて接続される自治体等の組織や重要インフラ企業は対象とすべきと考えるので、本基本方針の対象の明記を望む。
- 上記「基本方針」では、「原則」「暫定措置」など抜け道となる表現が多く、政府組織が「暫定措置」等を利用する際の規定や審査過程についても明確化すべきと考える。

## 3. 民間企業が投資判断に必要な情報が不足

- 上記1、2に関連し、監査費用という大きな投資を必要とするにも関わらず、本制度によりカバーされる市場規模が不明確であり、費用対効果を測りかねて本制度への参加を躊躇するケースは多いと推察。政府が考える政府・民間におけるISMAPの適用範囲を明確にすることが必要と考える。

根拠法令：

- ISMAP設置根拠 NISCサイト「設置根拠」の項  
(<https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/ismap.html>)  
[政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて]参照
- ISMAP基本枠組み-図解  
([https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/wakugumi2021\\_gaiyou.pdf](https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/wakugumi2021_gaiyou.pdf))

関連省庁：NISC、デジタル庁、経済産業省、総務省

## 2.6 政府調達ソフトウェアの第三者検証

【要望の理由・背景】

- コロナ過以降、新型コロナウイルス接触確認アプリ、補助金申請システム、マイナポータルで様々な障害が発生しており、国民が不安に陥り、信頼の失墜につながっている。

- これは、開発ベンダーの試験が機能確認に集中しており、利用環境や利用ケースを考慮した試験が欠如していることが要因となっている。これを防止するためには、利用者視点の専門的知見を有する第三者検証(利用時品質検証)が必要と考える。

#### 【要望内容】

- 2019年に産業化標準化法が施行され、ISO25051をフレームワークとしたソフトウェアJIS規格を制定した。
- ソフトウェアJIS規格は、SQuaREの品質特性で利用時品質を評価し、JIS認証される規格である。
- 政府及び自治体が調達するソフトウェアは、調達条件にJIS認証の取得や、または専門的知見を有する第三者による認証相当の試験が行われていることを要項として盛り込んで頂きたい。

根拠法令/関連予算/関連税制：産業化標準化法（電磁的記録に関するJIS X 25051に関する認証）

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省、デジタル庁

## 2.7 中小企業のサイバーセキュリティ対策強化に向けたIT導入補助金制度の見直し

#### 【要望の理由・背景】

- 近年、サイバー攻撃による被害が急増しているが、大手企業だけでなく中小企業における被害も増えており、中には財務基盤が脆弱な企業も多い。事業継続に影響を及ぼし地域経済や雇用維持の面でも危惧される状況となっている。大手企業では、人材育成も含めた対策を自社単独で実施可能であるが、中小企業においてはリソースも限られ、その対策も十分とは言えない。例えば、企業全体のセキュリティリテラシー向上のためのeラーニングや標的型攻撃メール訓練などは中小企業にとっては効果的な対策であるが、実施していない企業が多い。現状のIT導入補助金の制度では、「セキュリティ対策推進枠」が設けられているものの、中小企業の実態に応じて効果的に支援できる制度とは言えず、制度の見直しを要望する。

#### 【要望内容】

- IT導入補助金「セキュリティ対策推進枠」おける次のサービスの対象拡大、並びに制度の見直し
1. セキュリティ対策では、「サイバーセキュリティお助け隊サービス」に登録されたソリューションのみを対象としているが、ネットワーク監視や端末監視のソリューションのみであり、eラ

ーニングや標的型攻撃メール訓練等の社員のリテラシー向上に関連するソリューションを広く対象とする。

2. 企業規模に応じて効果的かつ迅速にソリューションを提供するため、「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の登録条件を撤廃する。

関連予算：IT導入補助金(セキュリティ対策推進枠)

関連省庁：総務省(情報通信政策局)、経済産業省(情報処理推進室、情報流通経済局)等

## 2.8 サイバーセキュリティ状況の有価証券報告書での開示義務化

### 【要望の理由・背景】

- 日本IT団体連盟では、日経500平均の企業を対象に、各社のサイバーセキュリティの取組姿勢および情報開示に関する調査を実施してきた。上位100社では開示情報が増加している一方、昨今のDX化やサイバーセキュリティの重要性が増している状況にもかかわらず、他400社については情報開示が進んでいない。
- 米国証券取引委員会（SEC）は、2023年12月15日から新たなサイバーセキュリティの開示規則の適用を開始した。他の国でも、ステークホルダー向けのサイバーリスク情報開示の制度化の検討が進んでいる。
- KADOKAWAは、インシデント公表後に株価が下落を続け、約1か月後に株価が23%下落した。このようにサイバーインシデントは、株主価値を低下させる結果をもたらす。サイバーリスクの影響を最小化するために、サイバーセキュリティの情報開示を進める必要がある。
- 情報開示が義務化されることで、株主保護が実現できるだけでなく、経営層の意識を向上させることができ、日本企業全体のサイバーセキュリティ成熟度の向上が期待できる。

### 【要望内容】

- 上場企業のサイバーセキュリティ状況について、有価証券報告書での情報開示の義務化を要望する。
- 具体的には、以下の項目をステークホルダーに開示をすることを想定。  
「ガバナンス体制（責任者のスキルと専門知識）」「守るべき情報資産」「リスク管理の取組み」「重大インシデント発生数」「教育・演習」「取引先・サプライチェーンリスク対応状況」

根拠法令：企業内容等の開示に関する内閣府令

規制監督省庁：金融庁

## 2.9 一元化アプリのスクレイピング規制

### 【要望の理由・背景】

- 一部の家計簿アプリ等において、銀行や金融サービスのアカウントに係るIDやPWを予めユーザーに入力させ、それぞれのアカウントに紐づく情報をスクレイピングする形でサービス展開しているものが存在している。こうした構造はAPI連携と比べて、ユーザーデータの保護の観点からは脆弱であるといえる。
- こうした「脆弱性」を持ったサービスを起点としてユーザーのID・PWおよびそれらを使って得られる情報が悪意者に盗まれることで、当該家計簿アプリ等のサービス以外のサービスでの被害に波及するおそれがある。

### 【要望内容】

- 個人データを一元管理するサービスにおいて、ID・PWの事前入力によるスクレイピングについて規制することを提案する。
- 例えば、現行制度上、家計簿アプリは資金決済法の電子決済等代行業に位置付けられているところ、同法の体系下において、電子決済等代行業におけるスクレイピングを禁止または規制することが考えられる。

根拠法令/関連予算/関連税制：資金決済法

規制監督省庁：金融庁、デジタル庁、個人情報保護委員会

## ■ サイバーセキュリティ対策の強化支援に関する政策要望

### 【要望骨子】

- 上場企業のセキュリティ投資・インシデント報告義務化及び優遇策
  - 有価証券報告書に、当該企業のサイバーセキュリティ対策について詳細を記したホームページのURLを記載することを義務付ける。また適時開示の対象に「サイバー攻撃の発生」を追加し、迅速な対応と情報共有を義務化する
- 中小企業における情報セキュリティ対策強化支援の推進
  - 情報セキュリティ対策強化におけるセキュリティリスクの現状評価（アセスメント）、導入計画策定業務等に対する複数年に亘る補助金制度の創設
- 経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上
  - 国産のセキュリティ製品、サービス、インフラへ依存度を計測する国産化率の指標（サイバー自給率）を整備するとともに、目標値を設定し海外への依存度の軽減

を図る 等

## **2.10 上場企業のセキュリティ投資・インシデント報告義務化及び優遇策**

### **【要望の理由・背景】**

- 現在、個人情報漏洩インシデントに関わる情報公開は迅速化しているが、その他のサイバー攻撃に関するインシデントについては未だに隠される傾向があり、我が国のサイバーセキュリティ能力向上において障壁となっている。また、サイバーセキュリティ対策への投資に積極的な企業が増えている一方で、対策を不要なコストと認識する経営者も少なくない。これに加え、企業間での透明性の不足が国内外の競争力低下につながるリスクがある。さらに、国内の製品やサービスに対する信頼性の向上、国産産業の育成、及び公平な競争環境の整備が喫緊の課題であり、これらを包括的に解決するための政策が求められている。

### **【要望内容】**

#### **1. サイバーセキュリティ情報の公開義務化**

有価証券報告書に、当該企業のサイバーセキュリティ対策について詳細を記したホームページのURLを記載することを義務付ける。その記載内容の成熟度に応じて「サイバーセキュリティ経営銘柄」として評価・選定し、企業間での競争を促進する。

#### **2. 適時開示の拡大**

適時開示の対象に「サイバー攻撃の発生」を追加し、迅速な対応と情報共有を義務化することで、同様の攻撃が他社に波及するリスクを軽減する。

根拠法令/関連予算/関連税制：

規制監督省庁/関連省庁：金融庁・経済産業省

## **2.11 中小企業における情報セキュリティ対策強化支援の推進**

### **【要望の理由・背景】**

- 中小企業のうち上位規模の企業は、ITシステムの高度化、業務データ量が多い、複雑なサプライチェーン構造などの理由からアタックサーフェスが広く、現に昨今、サイバー攻撃被害が急増し、被害企業の事業継続に影響を及ぼすだけに留まらず、一企業の業務停止がサプライチェーン全体に影響する事態となっている。
- 一方で、それら企業にセキュリティ対策にかけられる費用面での余裕は無く、社内に対策強化を推進するセキュリティ人材もいない上、現状の支援施策は事業内容やリスク評価に基づく対策導入や、その運用までを広く支援するものが乏しい。

### 【要望内容】

- 情報セキュリティ対策強化における次の役務サービス業務に対する複数年に亘る補助金制度の創設
  1. セキュリティリスクの現状評価（アセスメント）、導入計画策定業務
  2. セキュリティ対策システムの導入、および、運用（監視・保守）業務
  3. 運用評価業務（次年度以降の運用計画策定を含む）

根拠法令/関連予算/関連税制：

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省

## 2.12 経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上

### 【要望の理由・背景】

- 経済のグローバル化で海外依存度が高まる一方、国際紛争やパンデミック、自然災害等によるサプライチェーンの寸断リスクが高まり、経済安全保障の重要性がましている。しかし、市場のビジネス的要請に頼ったサイバーセキュリティ対策では、効率性やコスト競争力等から、巨大資本を背景とした海外ベンダーに太刀打ちできない。そこで、国力の維持、向上につなげる基盤として、サイバーを含むITインフラについて、他国への依存度を軽減し、国として自律的コントロール権を確保する必要がある。

### 【要望内容】

1. 国産のセキュリティ製品、サービス、インフラへ依存度を計測する国産化率の指標（サイバー自給率）を整備するとともに、目標値を設定し海外への依存度の軽減を図る。
2. 安全保障の観点から海外製品を使える領域使えない領域を明確にする。
3. 国産セキュリティ対策製品・サービスの開発支援、例えば国産サービスに対する（単年度でない）複数年契約可能なクーポンや補助金の設定。
4. 政府機関における、国産セキュリティ対策製品・サービス採用促進。
5. 海外マーケットにおける、日本製セキュリティ対策製品・サービス販売促進。
6. 新製品やサービスのサイバーセキュリティを検証する共通環境を政府主導で整備する。
7. 公平な競争を確保するため、かつ、市場の多様性と企業の選択肢の拡充を図るためプラットフォーム規制の強化を行う。

根拠法令/関連予算/関連税制：

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省・内閣官房

## 2.13 政府機関セキュリティ情報共有及び公開

### 【要望の理由・背景】

- サイバーセキュリティ対策は継続的に実施する必要があり、さらに脅威の変化に伴い対策の変化が要求される。政府機関においては対策のボトムラインを規定した統一基準の改定などにより対策のアップデートを強制的に要求することもあるが、民間企業は重要インフラと一部の業界を除きそのようなエンフォースメントが働かない。
- これを解決するため、政府機関は全省庁におけるセキュリティ課題やその解決策、インシデント事例を共有し、年次報告として公開することを通じて、省庁間の壁を越えた情報の共有、サイバーセキュリティ政策実現の環境の構築が実施しやすくなる。
- また政府主導にて各種ISACやJ-CSIPなどに集まるインシデント事例を定期的に収集し、民間に広く公開することで上記年次報告書公開と相まって多くの企業・団体に対するサイバーセキュリティ啓発となるのではないか。

### 【要望内容】

1. 全省庁を網羅したサイバーセキュリティの年次報告書を発行していただきたい。
2. 政府主導で民間のインシデント事例を収集し公開していただきたい。

根拠法令/関連予算/関連税制：

規制監督省庁/関連省庁：内閣官房・全省庁

## 2.14 セキュリティ知識習得・維持にかかる個人の負担軽減

### 【要望の理由・背景】

- e-learningやリモート研修の普及により、サイバーセキュリティを学ぶ機会は増加している。
- サイバーセキュリティ研修や資格には受講や取得・維持に費用が掛かるものが少なくない。
- 企業が従業員に研修・資格取得を行わせる際にはその費用を肩代わりする場合もあるが、それが全てではなく、加えて学生においては教育課程以外のものは全て自費での受講・受審となる。（研修に関しては各種給付金の設定はあるが、対象講座などの範囲が狭い）
- これら研修や資格の主体的な受講・受審を加速し、国民全体のサイバーセキュリティ知識底上げの必要がある。

### 【要望内容】

- サイバーセキュリティ知識・技術習得に対する国民の自助努力を促すため、自己負担額を対象とした所得控除制度を創設し、自発的に取り組む環境整備を行うべきである。
- サイバーセキュリティに関する研修や資格取得をした場合及び資格維持にかかる費用を自費で支払った場合、当該年度の所得から控除できる。
- 対象となる研修・資格を自費で受講・受審した世帯に対して、最大30万円までを所得控除の対象とする。

根拠法令/関連予算/関連税制：

規制監督省庁/関連省庁：財務省

## 2.15 サイバー犯罪対応能力の強化

【要望の理由・背景】

- ランサムウェアをはじめとしたサイバー犯罪の発生件数は上昇しているが、検挙件数は横ばい。  
[https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R03\\_cyber\\_jousei.pdf](https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R03_cyber_jousei.pdf)
- 我が国においてもサイバー警察局の創設など取り組みが進んでいるが、対策が進んでいる諸外国（米国、欧州など）に比べるとまだ成果に乏しいといえる。

【要望内容】

- ポットネットのテイクダウンなど、国際的なオペレーションに積極的に協力すべき。
- シンクホールやおとりアカウントを利用した調査、民間のリサーチャーと契約した調査など、もっと積極的に犯罪者の情報を収集し、捜査に生かすべき。
- 日本を対象とした攻撃情報の収集能力の高度化。

参考)

<https://www.jnsa.org/result/compliance/2021/reportPart3-0907.pdf>

根拠法令/関連予算/関連税制：

規制監督省庁/関連省庁：警察庁

## 2.16 サイバー防火管理制度

【要望の理由・背景】

- 昨今のサイバー攻撃を見ると、重要インフラや経済安全保障に関する情報を保持する企業だけでなく、そのサプライチェーンに当たる中小企業や関係する諸団体までもがサイ

バー攻撃の対象となり、少なくない被害を被っている。しかし、中小企業や業界団体等の比較的規模が小さくセキュリティに割けるリソースが少ないところでは、十分な防御態勢をとるところか、十分なセキュリティ関連の情報を得ることもままならない。

#### 【要望内容】

- 現在企業に課されている防火管理制度に倣った「サイバー防火管理制度（仮称）」を中小企業に対し実施することを要望する。
- 各企業から選出された担当者は数時間から半日程度のe-learningを受講し、最低限のセキュリティ知識を学び、企業のサイバー防火管理者資格を得る。サイバー防火管理者は当該制度の事務局機能を持つ省庁あるいは外郭団体等に企業名・氏名・メールアドレスを登録し、双方向に連絡をとれる体制を敷く。これにより、事務局からはセキュリティに関する情報提供、企業側からはセキュリティ被害に関する情報等を相互に交換し、日本の産業全体のセキュリティ機能を向上させることができる。また、セキュリティ被害の実態把握を現状より正確に行うことができ、今後の政策立案への情報ソースとすることも可能になる。

根拠法令/関連予算/関連税制：

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省

## 2.17 OTセキュリティの強化及び産業育成

#### 【要望の理由・背景】

- 日本のOT（Operational Technology）分野では、国内メーカーが競争力を持ち、SOC（セキュリティオペレーションセンター）サービスなど自社で運用・監視を行う例がある。しかし、通信可視化や分析ツールはイスラエル製に代表される海外製品への依存が高い。また、業種や装置の多様性から、OT分野全体での標準化は困難とされるが、日本はこの分野で優位性を持つ可能性がある。
- 監視手法の標準化を推進し、日本企業が連携することでOTセキュリティで主導的な地位を確立できる可能性が指摘されている。ただし、企業間連携の実現には課題があり、国の指導が求められている。

#### 【要望内容】

##### 1. 国産ソリューションの開発促進

- 研究開発支援：国主導でOT分野の国産通信可視化・分析ツールの研究開発を支援する補助金や税制優遇措置を実施。

- 共同研究センターの設立：大学や研究機関、国内メーカーを連携させた専門研究センターを設立し、国産ツール開発を加速する。
  - 市場投入支援：開発された国産ツールを国内外市場に展開するためのプロモーションや規制緩和を行う。
2. OTセキュリティの標準化推進
- 標準化ガイドライン策定：OTセキュリティにおける監視手法の標準化を目指し、政府主導で業界共通のガイドラインを策定する。これにより相互運用性を高め、国際競争力を強化する。
  - 国際標準化への参加：日本が国際的な標準化団体に積極的に関与し、日本発の基準を国際標準として採用するための外交活動を強化する。
3. 産学連携と企業間連携の強化
- 協力体制の構築：国内企業間の連携を促進するため、政府が仲介役を担い、企業の閉鎖性を改善する枠組みを構築する。
  - 実践教育の拡充：大学と企業が連携し、OTセキュリティに特化した実践的教育プログラムを整備。特に、ハンズオン形式の研修やインターンシップ制度の充実を図る。
4. 国際競争力の向上
- 輸出支援策の強化：国産OTセキュリティ製品の輸出を促進するため、政府がマーケティング支援や輸出規制の緩和を実施する。
  - 国際協力体制の強化：他国との共同研究や技術交流を推進し、日本のOT分野が国際的にリードする立場を確立する。

根拠法令/関連予算/関連税制：

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省

## 2.18 小・中・高 セキュリティ教育の必須化

【要望の理由・背景】

- 近年、我が国の情報教育に対する取り組みとして、小学校におけるプログラミング教育の必須化、高等学校における「情報1」の必修化、大学入試共通テストにおける「情報」の新設等が行われてきたが、その内容は「情報の活用能力」および、「モラル教育」に限定されており、サイバーセキュリティ教育については一部例示される程度である。サイバーセキュリティリスクが現実問題として人々の生活に影響を及ぼし、子供たちもスマートフォンでインターネットへのアクセスが当たり前になっている現実を踏まえると、「サイバーセキュリティ教育」を情報教育のもう一つの柱として組み込むべきである。サイバーセキ

セキュリティリスクを理解することは、国全体のセキュリティのレベルを高める基礎となると考える。これはもちろん教育者側も受講を必須とする必要があると思います。

#### 【要望内容】

1. 学習指導要領の情報教育において、「サイバーセキュリティ教育」を追加する。
2. 大学入試共通テストにおける「情報」科目において、サイバーセキュリティを設ける。
3. 「サイバーセキュリティ教育」では、現実社会において発生しているサイバーセキュリティリスクとその対策について必須化する。
4. 「サイバーセキュリティ教育」を実施できる教育者の育成、および、当面不足する教育者を充当するための外部委託制度の創設を行う。

根拠法令/関連予算/関連税制：

規制監督省庁/関連省庁：文部科学省

## 2.19 セキュリティ人材育成の加速・高度化

#### 【要望の理由・背景】

- 日本の大学におけるサイバーセキュリティ教育には複数の課題がある。まず、教育カリキュラムが不足しており、専門プログラムの数が限られているため、最新技術や実践的なスキルを学ぶ環境が整備されていない。また、座学が中心で、実際の攻撃や防御を体験する機会が少ない。次に、産学連携が不十分である。企業と大学の協力が不足し、実社会で必要とされるスキルが教育に反映されていない。インターンシップや共同研究などのプログラムも少なく、学生が実践的な経験を得る機会が限られている。さらに、人材の流出と不足が深刻である。国内の育成が進まない一方で、優秀な人材が海外へ流出している。また、海外からの人材受け入れに対する制度やサポートが不十分である。最後に、国際的な競争力が低下している。日本はサイバー攻撃への防御力が弱いとされ、国際的に信頼される専門家の不足が問題となっている。

#### 【要望内容】

1. セキュリティ人材育成プログラム拡充  
全国の大学にサイバーセキュリティ学科やプログラムを新設し、実践的なハンズオン教育を導入。
2. 海外人材の受け入れ促進  
海外の専門家や研究者を講師として招き、最新技術や国際的視点を提供。留学生向け奨学金制度も創設。

### 3. 産学連携の推進

- 大学と企業がサイバー課題解決の共同プロジェクトを推進し、学生が研究と実践を通じてスキルを向上。
- 企業で実務経験を積める長期インターンを制度化し、即戦力の育成を支援。
- 企業ニーズを反映した教育プログラムを大学と共同設計し、実践的スキルを習得できる環境を整備。

根拠法令/関連予算/関連税制：

規制監督省庁/関連省庁：文部科学省

### 3 IT人材の育成

#### 3.1 全国統一教育プラットフォームの構築

##### 【要望の理由・背景】

- 現在、地方と都市部における教育資源の不均衡すなわち教育格差は、地方分散型社会を実現する上での障壁となっている。この教育格差により、地方在住者が同等の教育環境を得られないという懸念があり、結果として多くの人々が都市部での子育てを選択する傾向にある。
- また、近年は多様なバックグラウンドを持つ生徒の数が急増しており、一律の指導方法では個々の学習者のニーズに応えることが難しい状況である。生徒が自身の学習進度を把握し、それぞれに合ったやり方で学習を進めていくことが重要となる。
- このような状況を改善するために、AIを用いた全国統一型の教育コンテンツプラットフォームの活用が必要不可欠である。AIは各生徒の学習パターンを分析し、その生徒に合わせた個別の学習プランを作成することが可能となる。例えば、生徒の進捗、学習方法の傾向、強み、弱点や学習するうえで何につまずいているかを把握し、それに応じた学習コンテンツを提供する。これにより、生徒は自分で学年、教科、単元を選択し、自身に合ったドリル教材に取り組むことができ、基礎学力の定着を図ることが可能となる。このような支援体制の構築によって、学習者が自主的に進捗を把握し、学びを深められるようになることが、全ての教育格差の是正につながるのではないかと。
- また、家庭環境や教育環境などによるデジタルデバイドを生まないため、教育機関や教育機関外の公共施設におけるアクセス環境整備など、全ての生徒が平等にプラットフォームへアクセスできる施策を講じるべきである。

##### 【要望内容】

- AIを用いた全国統一型の教育コンテンツプラットフォームの構築

関連予算：次世代の校務デジタル化推進実証事業

根拠法令：個人情報保護に関する法律、学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針

規制監督省庁/関連省庁：文部科学省、デジタル庁

#### 3.2 技術者不足対策における次世代人材育成事業の推進 ～マイスター・ハイスクール事業の拡充

##### 【要望の理由・背景】

- 文部科学省では、成長産業化を図る産業界と専門高校が一体となり地域産業の持

続的な成長を牽引する最先端の職業人材育成の取組を推進するため、令和3年度からマイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）を推進している。

- 令和6年度は、先進的取組型で4道県、連携体制強化型で8県において事業採択がなされているが、その他の都府県においては取り組まれていない。

#### 【要望内容】

- 既に実施している県の状況を仄聞するに、地元企業から派遣した講師が授業を行うことにより、実践的なスキルの習得はもとより、学生の地元企業に対する理解の促進ひいては地元企業への就職につながる効果があるとのことであり、人材不足に悩む地方の情報産業界にとって大変有益な事業と思われる。
- ついては、この事業が全ての都道府県で実施されるよう、十分な予算の確保や取り組みやすい採択要件への見直し、さらには各自治体や専門高校への強力な働きかけなど一層の制度普及を図られるよう要望する。

関連予算：マイスターハイスクール 令和6年度予算 2.5億円

所管省庁：文部科学省

人材育成カテゴリ：(1)②技術者の拡充に関する要望、(2)対象者：高校生、(3)施策  
対象域：学校設置者、地方公共団体、産業界等

### **3.3 地域団体による実践型人材養成システムの導入と普及促進**

#### 【要望の理由・背景】

- 地場のIT産業ニーズを踏まえ設計される座学（OFF-JT）と企業現場での実習（OJT）を効果的に組み合わせた「実践型人材養成システム」は、ITビジネスに従事する従業員の研修（ITSSLレベル2相当）として高い評価を受けている。このシステムは、研修受講者の離職率を低く抑え、地域産業の担い手の定着に貢献している。しかし、地域のIT人材の不足が深刻化する中、この実践型研修システムのさらなる普及促進が急務である。個々の中小企業が制度を活用して細かな研修を設計し、人材育成を行うのは難しい現状がある。そこで、地域の団体等がこの研修の事業体を実施することで、デジタル人材が不足する地域の中小企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）支援にもつながることが期待される。

#### 【要望内容】

- 実践型人材養成システムの拡充と推進を図るため、以下の施策を求める。
1. 地域の産業振興団体等を対象とした実践型人材養成システムの導入と運営を支援す

る枠組みの整備

2. 同制度に基づいた研修プログラムを評価し、その効果・実績を共有する仕組みの構築
3. 実践型人材養成システムについての全国的なPR展開および好事例の共有

根拠法令：職業能力開発促進法 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）

所管省庁：厚生労働省 人材開発統括官 企業内人材開発支援室

カテゴリ：①社会人全般のDXリテラシー、および②技術者の拡充に対する要望

育成対象：社会人 施策領域：企業（産業振興団体を含む）

### 3.4 国産プログラミング言語を活用した教育の推進によるデジタル自給率の向上

【要望の理由・背景】

- 現在、日本の教育現場では情報教育の重要性が増しており、プログラミングやITスキルの育成が不可欠である。しかし、導入される技術やカリキュラムの多くは海外のプログラミング言語や技術に依存し、国内技術の採用は限られている。国内技術の普及や発展が遅れ、IT産業やエンジニアの国際競争力が低下していることが懸念される。また、地方では情報教育を行う教員の不足が深刻であり、国内技術を活用した教育プログラムの実施環境が不十分である。
- 島根県松江市では小中学校の情報教育にRubyを活用し、児童生徒が親しみやすく情報技術を習得できる環境を整備している。この取り組みは地域の教育力向上に貢献するとともに、国内技術の普及を促進し、行政や情報産業の自立性・競争力向上にも寄与する可能性がある。国内で開発された技術を教育現場に導入することで、ITエンジニアの育成や国内技術の競争力強化が期待される。

【要望内容】

- 島根県松江市における国産言語Ruby※を軸としたIT教育と情報産業振興の取り組みは、同県の情報産業の成長を促し、デジタル自給率の向上に寄与するモデルケースとなっている。この取り組みを全国に展開することで、児童生徒の情報の資質を高め、技術への親しみを増やし、将来のIT人材育成基盤の強化が期待される。
- 具体的には、次の施策を要望する。
  - 国内技術を教育現場で採用するための予算確保
  - Rubyを活用したカリキュラムの標準化と全国的普及
  - 教員のスキル向上を目指した研修や支援体制の整備
  - Rubyの活用とその効果を広く周知するための広報活動

※Rubyは島根県松江市在住のまつもとゆきひき氏が開発したプログラミング言語で、ITビジ

ネスの基盤となる多くのウェブアプリケーションに採用されている。

根拠法令：根拠法令-教育基本法

関連予算：文部科学省の学校ICT実践推進予算-総務省の地方情報化イニシアチブ推進予算

規制監督省庁：文部科学省

関連省庁：総務省・経済産業省

人材育成カテゴリ：①リテラシーに関する要望、②技術者の拡充に関する要望

対象：小中高生、対象領域：初中等、教員、自治体など

### ■ リテラシー向上に関する政策要望

#### 【要望骨子】

- 国民全体のITリテラシーの向上
  - 情報技術を生涯学習の対象として位置づけ、インクルーシブな成人学習制度を整備する。企業や大学が教材や講座を開発し、誰もが情報技術を学べるようにする。関係省庁が連携し、統一的な教育施策を推進する。
- 自治体DX推進にかかる自治体職員のデジタルリテラシー向上施策
  - 公務員のデジタルリテラシーをわかりやすく見える化するための資格の受験にかかる費用などの予算化。資格取得者に対する報酬面でのインセンティブの人事制度へ反映によるリテラシー浸透の加速化。管理職層への一定割合の取得目標の設定。
- DXを実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得
  - DXに精通した人材等、実社会で特に求められる人材を育成するオンラインの学習コンテンツを、グローバルスタンダードに基づいた尺度をもって整備し、全国民が自由にアクセスできるようにすべきである。

### 3.5 国民全体のITリテラシーの向上

#### 【要望の理由・背景】

- デジタル技術の進展に伴い、情報技術の恩恵を享受するためには、すべての国民が体系的なITリテラシーを身に付けることが不可欠である。しかし、現行の初等中等教育で情報を学ぶ世代を除けば、子育て、出産、老後などの様々なライフステージにおいて情報技術を学ぶ機会が存在しないことが課題となっている。成人学習者に対するアクセスを拡大する必要がある。
- リテラシーの不足した個人は、デジタル社会から取り残されるリスクがあり、偽情報や誤情報に惑わされたり、フィッシングやマルウェアの被害に遭う可能性が高まる。さらに、社

会人のデジタルスキルが不十分だと、産業構造の変化に対応したビジネスイノベーションの推進が困難になり、生産性や国際競争力に悪影響を及ぼす。

#### 【要望内容】

- 生涯学習の推進：情報技術を生涯学習の対象として位置づけ、学校教育に限らず、あらゆる場で柔軟でインクルーシブな成人学習制度を整備する。
- 教育機会の提供：企業や大学が教材や講座を開発し、誰もが情報技術を学べるようにする。地域住民と大学が協力し、ワークショップ形式で情報技術を学ぶ機会を創出する。
- 官庁横断の教育連携：ITスキル向上のため、関係省庁（総務省、経済産業省、文部科学省、デジタル庁など）が連携し、ITリテラシー向上に資する様々な概念（デジタルシティズンシップ、デジタルスキル等）を包括する統一的な教育施策を推進する。省庁間の齟齬や重複を防ぎ、横断型の施策を実施することで、効果的なIT教育を実現する。

根拠法令：デジタル社会形成基本法

所管省庁：総務省、経済産業省、文部科学省、デジタル庁など

カテゴリ：①社会人全般のDXリテラシー

対象：社会人、生活者など国民すべて 対象領域：初中等、大学、企業、自治体など

### 3.6 自治体 DX 推進にかかる自治体職員のデジタルリテラシー向上施策

#### 【要望の理由・背景】

- 自治体DX推進が急務である一方、若手職員などをDX推進リーダーとして据える自治体はでてきているものの、自治体職員全体のDXに対する意識はまだ高くなく、働き方の変化も見えにくい現状のため、普通退職者も年々増加する現状。
- 自治体を始めとする公務員のデジタルリテラシー向上施策を自助努力で進めても、結果が出る前に現状の働き方に引き戻されることが多く、なかなか自治体全体のDX推進に向けた風土変革は進んでおらず、トップダウンでの政策が必要と考える。

#### 【要望内容】

##### 1. リテラシーに関する要望

- 公務員のデジタルリテラシーをわかりやすく見える化するための資格（ITパスポート試験など）の資格受験にかかる費用（資格対策講座、資格受験費用、交通費）などの予算化

- 資格取得者に対する報酬面でのインセンティブ（昇給など）の人事制度へ反映によるリテラシー浸透の加速化
  - 管理職層への一定割合の取得目標の設定
2. 育成対象者
    - 社会人（地方公務員や国家公務員）
  3. 施策対象域
    - 中央官庁および地方自治体

根拠法令/関連予算/関連税制：給与法・給与条例

規制監督省庁/関連省庁：

- ・ 総務省 自治行政局 給与能率推進室
- ・ 経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課
- ・ 人事院、人事委員会

### **3.7 DXを実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得**

【要望の理由・背景】

- ・ 我が国は、約30年余りにわたって質・量ともに慢性的なIT人材不足に陥っており、世界最先端デジタル国家創造を掲げる今に至っても課題となっている。パンデミックを乗り越え、我が国が持続可能な経済成長を実現し、社会生活のさらなる向上を達成するには、何よりもDXがその原動力となる。そのDXを実行しイノベーション創出を担う優れた人材の育成・獲得は、より一層急務となっている。最先端テクノロジーを扱うIT人材の争奪戦は、国境を越えて行われており、特に先進国において激しさを増している。

【要望内容】

- ・ 初等中等教育から高等教育、リカレント教育、企業内教育に至るまで、対面・非対面を問わず、誰もが生涯に渡って学び続けることができる社会を実現することが大前提である。個々人が学びによって得た知識や技術を活用し、その能力を無駄にすることなく十分発揮し、経済発展に寄与することができるよう、教育・人材育成基盤の抜本的な見直しと再整備が不可欠である。IT人材の獲得競争が国際的にも激しさを増している状況を念頭に置き、グローバルスタンダードに基づいた尺度で人材を育成し、評価する仕組みを構築すべきである。
1. DXに精通した人材等、実社会で特に求められる人材を育成するオンラインの学習コンテンツを、グローバルスタンダードに基づいた尺度をもって整備し、全国民が自由にアクセスできるようにすべきであり、それを実現させるための投資を拡大すべき

2. 整備にあたっては、国際的にも認められた人材育成のスタンダードである「コンピテンシデ  
イクシヨナリ」を活用・参照すべき

必要予算：総額75億円

スキルのマッピング(5億円)、ポータル構築(2億円)、

新規講座開発(35億円)、学習履歴機能(10億円)、スキル検証 (5億円)

人材育成カテゴリ：①リテラシー、②技術者の拡充、③DXリーダーすべてを含む

育成対象者：小中学生、大学生、社会人、全て

施策対象域：教育機関、企業、自治体、中央省庁、全て

### **3.8 国産言語を活用したプログラミング人材の育成**

【要望の理由・背景】

- 日本では、Ruby言語の開発者である、まつもと ゆきひろ氏のような、世界標準のスキルを持った人材の育成が進んでいない。IT関連の技術の大半を海外由来のものに頼る中、開発者が身近な日本人であるということは、将来を担う子供たちのロールモデルにもなりやすく、興味を持てるのではないか。
- Rubyは日本において作り出されたプログラミング言語としては初めて国際規格（JIS X3017）に認定された言語である。プログラミング教育に関しては国産言語で最初の障壁を下げ、学ぶ意欲を醸成することが重要である。
- Rubyは多くのスタートアップ企業のサービスで利用されている。教育現場でRubyを教えることは、ITエンジニアの育成や技術の競争力向上にもつながると期待される。

【要望内容】

- 国産言語(Ruby等)の採用
  - 小・中・高等学校でのプログラミング教育にて、国産言語であるRubyを採用いただきたい。

規制監督省庁/関連省庁：文部科学省

人材育成カテゴリ:③DXを牽引するリーダー育成に関する要望

育成対象者:小中高生

施策対象域:教育機関(小中高)

### **3.9 中小規模ソフトウェア開発事業者の「高齢化・過疎化」対策支援**

【要望の理由・背景】

- 日本の情報サービス産業を支えるソフトウェア開発及び同人材サービスを行う中小企業が直面している課題に対する支援策の強化の必要性が一層高まっている。少子化に伴う新卒採用における人材獲得競争の熾烈化、円安による外国人人材・オフショア開発企業の日本離れの加速、雇用の流動化、2030年問題の影響等によってソフトウェア開発業界を支える中小規模ソフトウェア開発事業者は人材の確保・継続雇用において深刻な状況にさらされている。
  - 若手人材が定着せず、ベテラン人材のみが在籍する状態が続き、高齢化と従業員数が徐々に減少するというまさに、「中小規模ソフトウェア開発事業者の高齢化・過疎化」が深刻化。
- また、中小規模ソフトウェア開発事業者の多くは「設計・製造工程」の役割を主業務としてきたが、生成AIの実践活用やノーコード・ローコード主流の時代の到来、オフショア市場との国際分業体制の一般化等により従来型のスキル人材の需要が減少。人材の流動化によって、中堅IT人材の流出が加速化。開発プロジェクトにおいては「設計・製造工程」では40代以上のベテランと超初級レベルの人材のみというケースが増加。（→超初級レベルの人材の大半は数年で流出。ITスキル人材の高齢化と過疎化が進行している。）

#### 【要望内容】

- 高齢化社会（人生100年時代）を踏まえ、情報サービス産業界の中でより長く活躍できるライフシフト支援環境の整備（転職促進ではなく、職場内のキャリアアップを目的としたリスクリング環境の整備）。
  - 中小規模ソフトウェア開発事業者向けライフシフト&トランスフォーメーションの奨励と助成
  - モデル企業の募集と表彰。事業変革助成、職場内リスクリング支援事業
  - ベテラン層の継続雇用とリスクリングを対象とした支援（エキスパート助成）
  - 新卒者・未経験者採用及び継続的な雇用を支えるための事業者向け支援（ベテラン層の活躍ともリンク）

関連予算：事業再構築補助金、人材開発支援助成金

関連省庁：経済産業省（中小企業庁）、厚生労働省

人材育成カテゴリ：②技術者の拡充に関する要望

育成対象者：社会人

施策対象域：企業

### 3.10 「情報教育振興法」の新設

#### 【要望の理由・背景】

- 情報技術や情報産業は文化的な国家の建設および産業経済の発展、国民生活の向上の基礎となっている。情報教育は、情報学の学術の基盤であることから、産業の基盤にもなる。学術の基盤教育の振興においては、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）、産業の基盤教育としては産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）があり、戦後の我が国の文化と産業経済を支えてきた。今後のわが国のさらなる発展のためには、情報教育についても同様の法整備が必要になっている。

#### 【要望内容】

- 今後のわが国のさらなる発展のため、学術の基盤および産業の基盤でもある「情報教育」に関する振興を図る「情報教育振興法」の新設を要望。「情報教育振興法」の骨子案は、次の通りである。
1. 情報教育の振興に関する総合計画を樹立すること
  2. 情報教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること
  3. 情報教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること
  4. 情報教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること

関連法令：理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）

産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）

本制度による予算規模(案)：計208億円

- IT関係の企業と見劣らないように給与を持続的に増額（情報教育手当）する：60万円/人年×10,000人=60億円/年
- AIや情報セキュリティの更新に対応するための、持続的な教室・ITインフラの整備：300万円×4700校=141億円/年
- 情報科の教員のリカレント講習事業への補助金：0.2億円×25事業=5億円/年
- 受講生（情報科教員）への受講料の補助金：2万円×10,000人=2億円/年

関連省庁：文部科学省

### 3.11 政府調達における地方デジタル人材活用促進策について

#### 【要望の理由・背景】

- 近年、デジタル化の進展が加速する一方、人口減少社会の中でデジタル人材の不足

が深刻な課題となっている。

- 政府情報システムの調達においては、ガバメントクラウドやSaaSなどの導入・普及等により、従前とは異なり、開発・運用保守等の拠点を東京圏に設けることの必然性は低下しているが、依然として首都圏での調達が中心であるため、地方のデジタル人材が政府のデジタル化政策に関与する機会は限定的である。この状況は、地方におけるデジタル人材育成を阻害し、地域間のデジタル格差の拡大を招く要因となっている。
- 首都圏への人口集中は、「地方創生2.0」等の議論においても地域活性化の課題として認識されており、地方におけるデジタル人材の育成と活躍の場を確保することが喫緊の課題となっている。

#### 【要望内容】

- 地方のデジタル人材の育成と活用を促進するために、政府情報システム調達において、地方の企業やデジタル人材を採用する企業に対して加点措置の導入を検討いただきたい。具体的には、以下の様な実績や取組、事業計画を評価対象とする加点制度の導入を検討いただきたい。  
例) 地方在住のデジタル人材の採用実績、地方大学と連携したデジタル人材育成に関する取組実績  
例) 事業実施体制における地方に拠点を有する企業の採用、地方事業所での作業実施
- これらの施策は多様な働き方を促すことにもつながり、地域活性化やWell-being向上、地域DX推進等にも資すると考える。

関連省庁：デジタル庁、総務省、経済産業省

## 4 地域・産業の DX 推進

### 4.1 年末調整業務のデジタル化

#### 【要望の理由・背景】

- 近年、税制の複雑化とともに、本来は確定申告の簡易版であるはずの年末調整の処理が確定申告より複雑になる現象が発生している。これは、確定申告は年間所得額が確定した状態で行うのに対し、年末調整は所得金額の見積額を用いる必要があるためである。この対応のため官民で多くのコストを費やしており、社会的に非効率となっている。年末調整業務は戦後に紙を前提として構築されており、その基本的な仕組みは令和の今でも変わっていない。
- また、2024年6月には所得税等の定額減税が行われた。ここでの学びは、現行制度の枠組みを維持しつつ何らかの新しい経済施策（例：定額減税）を追加した場合、必ずしも社会的コストの最小化につながらないということであった。今回の定額減税に即していえば、減税を実現させるために行政側、給与ソフトウェアベンダー、（給与支払者である）民間事業者それぞれが多大な労力やコストを費やしており、定額減税の経済効果が当該社会的コストの増加により相殺されていたと考えられる（各制度がそのまま維持される場合、業務プロセス自体の見直しには繋がらずデジタル化によるメリットを誰も享受することが出来ない）。

#### 【要望内容】

- 給与所得者の税務にとって重要な手続きである年末調整について、社会全体としての生産性を抜本的に向上させ、社会的コストの最小化を図るために、確定申告の「簡易版」と明確に位置付けた上で年末調整業務の業務プロセスを実施時期や実施主体も含めて根底から見直す「年末調整業務のデジタル化」を推進していただきたい。
- 具体的には、給与支払報告をデジタルで行うこと、デジタルで収集されたデータをもとに年始での年末調整業務とすることにより、以下の5つのポイントを実現していただきたい。
  1. 発生源でのデジタル化
  2. 原始データのリアルタイムでの収集
  3. 一貫したデジタルデータとしての取り扱い
  4. 必要に応じた処理の主体の見直し
  5. 確定した事実ベース

根拠法令/関連予算/関連税制：所得税法第190条ほか  
規制監督省庁/関連省庁：財務省

## 4.2 デジタルインボイスの普及促進

### 【要望の理由・背景】

- 適格請求書等保存方式におけるデジタルインボイスや電子帳簿保存法で認められる電子帳簿保存は、単なるペーパーレス・電子化にとどまらず、情報の発生源からデジタルデータとして扱い、事業者の業務のデジタル化を通じて業務の大幅な効率化、ひいては我が国全体のDX化と生産性向上を実現する大きな機会である。
- 大企業においては、上記の業務効率化のメリットは自明であると考えられたため、当初は自発的な取り組みが期待されていたが、業務プロセスを抜本的に変えるという点で多くの企業が足踏みしている状況があり（DXに着手はしているが、完了していない）、大企業に対して改めてDX化を促す支援活動が必要である。
- 一方で、中小企業においては、事業規模に応じ実現される業務効率化のメリットが相対的に小さなものとなるため、自発的な取り組みには限界がある。また、デジタルインボイスは自社だけの導入ではなく取引先もあわせて導入するの でなければ意味がないこと、デジタル化にはネットワーク外部性が強く働くことから、社会全体で取り組む必要がある。
- 従って、大企業には大企業向けの、中小企業には中小企業向けのデジタルインボイスや電子帳簿保存の普及活動が必要である。

### 【要望内容】

1. 公共調達にデジタルインボイスが活用されることで、公共調達手続の効率化とともに発注先事業者から取引先事業者へ波及的にデジタルインボイス普及が期待できる。そこで、民民間のみならず官民間をつなぐ活動として、以下の活動を推進いただきたい。
  - 政府電子調達（GEPS）の「デジタルインボイスによる請求」の認知度向上のための周知活動等
  - 全省庁統一の入札参加資格の条件に、「デジタルインボイスによる請求」を追加
  - 地方公共団体の調達活動におけるデジタルインボイスの利用促進（例：人的支援、経済的支援 等）
2. IT導入補助金等の施策について、「売り手と買い手をつなぐシステム」導入への支援に傾斜配分していただきたい。  
（デジタルデータの次工程以降での利活用、その結果として、後続業務の効率化の実現を必須要件とする 等）

根拠法令/関連予算/関連税制：消費税法

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、総務省、経済産業省

### 4.3 介護 DX の推進に向けた環境整備

#### 【要望の理由・背景】

- 我が国の介護保険制度は、介護サービスを必要とする多くの国民の生活の支えとして機能する一方、介護施設の人員配置基準をはじめとした保険給付に係る諸規定が介護サービス事業者のDXによる生産性向上に向けた取り組みを遅滞させている側面があることはすでに指摘されているところである。介護事業者のデジタル化のための投資余力やインセンティブは、政府による介護報酬の設定や算定要件の見直し等により大きく左右される。このような介護サービス市場の特殊性から、政府には介護事業者のDXに向けた取組を強く後押ししていくことが期待される。人手不足の長期化が予測される現在、介護テクノロジーの開発・社会実装の重要性がかつてなく高まっていることを踏まえ、以下要望する。

#### 【要望内容】

- 介護事業者のデジタル活用促進に向けた官民の連携強化：  
行政・介護・IT各セクターの連携により介護テクノロジーの社会実装を着実に進めていくための「官民対話」の定期開催
- DXによる生産性向上へのインセンティブ拡充：
  - ① 「生産性向上推進体制加算」の全サービス種類への適用対象拡大（及び各サービス種別の特性に合わせた算定要件の新たな設定）
  - ② 「介護テクノロジー定着支援事業」の実施要綱等における補助要件の記載見直し（特に「一気通貫」要件に関して「CSV入出力によるデータ連携」可能なソフトが補助対象に含まれることの明示）
- 介護ソフトウェアの開発環境の改善：
  - ① 行政・ITセクターの官民対話による「介護報酬改定DX」施策の検討・推進（例えば「介護給付費単位数等サービスコード表」等各種資料のCSV形式による提供実施）
  - ② ソフトウェアの品質確保の観点から、国民健康保険団体連合会（国保連）の電子請求システムを介したファイル伝送テストの実施機会を介護ソフトベンダーに提供すること

根拠法令：介護保険法及び告示、国民健康保険法、介護テクノロジー定着支援事業実施要綱

規制監督省庁：厚生労働省

#### 4.4 医業類似行為の保険診療におけるオンライン請求の義務化

##### 【要望の理由・背景】

- 2011年に医業のレセプト電子化が義務化され、2024年4月より公費負担医療に関する費用の請求は原則としてオンライン請求が必須となった。これにより、医療機関の業務効率化、不正請求の防止、保険審査および支払の迅速化が大きく進展している。
- 一方、医業類似行為（あん摩マッサージ指圧、鍼灸、柔道整復など）の保険診療においては、公費負担医療に関する費用の請求は紙での提出が義務付けられており、オンライン請求が認められていない。このため、医業と医業類似行為のイコールフットリングが課題となっている。
- 医業類似行為では、紙レセプトの作成、送付、保管にかかるコストや作業負担が依然として高く、人的ミスや不正請求のリスクが残っている。また、保険者側においても、紙レセプトの処理には多大な手間と時間がかかり、全体の審査業務の効率化が妨げられている。

##### 【要望内容】

- 医業類似行為の施術所に対しても、保険診療におけるレセプトの電子化を義務付ける法整備と、オンライン請求を可能とするための標準化されたデータ規格の確立を要望する。

根拠法令：健康保険法、柔道整復師の施術に係る療養費について(最終改正 令和6年5月29日 保発0529第3号)、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について

規制監督省庁：厚生労働省（医政局、保険局）、総務省（デジタル化推進）

#### 4.5 GビズIDプライムのオンライン申請手法・対象の拡大

##### 【要望の理由・背景】

- 国税や地方税の電子申告、特許のインターネット出願や電子政府調達システム（GEPS）等、国・地方公共団体等に対する多くのオンラインによる申請・届出の手續において、商業登記電子証明書を利用することが可能となっている。
- 他方、GビズIDプライムにおいては、2024年3月から株式会社や合同会社等は代表者のマイナンバーカードを用いたオンライン申請が可能となっているところ、商業登記電子証明書を利用することは認められていない。
- また、合資会社や一般社団法人等についてはオンライン申請の対象外となっており、いまだに代表者印を押印した申請書と印鑑証明書の郵送が必要になっている。

- GビズIDプライムのオンライン申請において限定されている手法・対象を拡大することで利用者の増加を図り、デジタル社会の実現をより一層促進すべきである。

#### 【要望内容】

- GビズIDプライムのオンライン申請において、商業登記電子証明書の取得が可能な法人については、その申請にこれも利用できるようにすること
- 現在GビズIDプライムのオンライン申請の対象外となっている登記済みの合資会社や一般社団法人等について、株式会社や合同会社等と同様にオンライン申請を行えるようにすること

根拠：GビズIDウェブサイト

- 「GビズIDクイックマニュアルGビズIDプライム編（オンライン申請）」  
[https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual\\_Prime\\_online.pdf](https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime_online.pdf)
- 「オンラインでのアカウント発行、代表者情報変更が可能な法人一覧」  
[https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/corporate\\_type.pdf](https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/corporate_type.pdf)

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁

## 4.6 商業登記における旧氏の記録のオンライン申出の利便性向上

#### 【要望の理由・背景】

- 商業登記及び法人登記において、代表者は役員等の一の旧氏を登記簿に記録するようオンラインで申し出ることができる。
- しかし、当該オンライン申出は登記のオンライン申請と同時にする場合に限られており、旧氏の記録の申出を単独で行う場合は、書面による手続が必要となっている。
- さらに、登記の申請と同時に旧氏の記録をオンラインで申し出の場合であっても、添付が求められている旧氏を証する書類についてはオンラインでの提出が認められておらず、法務局への郵送又は持参が必要となっており、オンラインで手続を完結することができない。
- 旧氏を使用する法律上の利益の実現にあたって、当事者及び法人に過大な負担が生じているため、早期の措置が求められる。

#### 【要望内容】

1. 旧氏の記録の申出を単独で行う場合であっても、オンラインで行えるようにすること。
2. 短期的には対象者（住民票への旧氏の併記手続を行った者）のマイナンバーカードの署名用電子証明書を送信することにより、中長期的には戸籍システムと連携することに

より、旧氏を証する書面※の提出を不要とし、オンラインで手続を完結できるようにすること。

#### ※旧氏を証する書面の例

- 併記しようとする旧氏の記載がある除籍抄本等から現在の氏の記載がある戸籍に至る全ての戸除籍謄抄本等
- （初めて旧氏を記録する場合）住民票やマイナンバーカード、運転免許証に既に併記されている旧氏と同じ旧氏の併記を希望するときは、これらの写し

根拠法令：

- 商業登記規則第101条第1項第1号の2括弧書き（及び同条を準用する一般社団法人等登記規則等）
- 商業登記規則第81条の2第3項第1号（及び同条を準用する一般社団法人等登記規則等）

規制監督省庁/関連省庁：法務省、デジタル庁

## 4.7 「特定創業等支援事業による支援を受けたことの証明書」の電子化

### 【要望の理由・背景】

- 市区町村が「特定創業等支援計画」を作成し、主務大臣の認定を受けた場合、当該支援計画に記載の特定創業等支援事業により創業を行った者は、登録免許税の軽減措置※等を受けることができる。  
※株式会社・合同会社は資本金の0.7%を0.35%に、合名会社・合資会社は1件につき6万円を3万円に軽減
- 当該軽減措置を受けるには、市区町村長が発行する「特定創業支援等事業による受けたことの証明書」を創業者が法人設立の登記申請と同時に法務局に提出する必要がある。
- しかし、当該証明書は市区町村から書面で交付されるため、創業者は法務局への提出を書面をもって行わざるを得ない状況にある。
- 法人設立ワンストップサービスを利用することで、創業者はオンラインで法人設立時の登記申請を行うことができるものの、この制約のため、特定創業支援等事業制度を活用する場合にはオンラインで申請を完結することができない。
- これにより、特定創業支援等を受けたスタートアップ企業における円滑、迅速な法人設立登記手続が阻害されている。
- 2023年4月にデジタル庁が「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を公表し、以後各地方公共団体において処分通知等のデジタル化が推進されてきたことを踏

まえ、「特定創業支援等事業による受けたことの証明書」についてもデジタル化を実現し、法人設立の登記申請の際に当該証明書を法務局に提出する場合においてもオンラインで完結できるよう、早急に必要な措置を講じるべきである。

#### 【要望内容】

- 「特定創業等支援事業による支援を受けたことの証明書」について、法人設立ワンストップサービス、申請用総合ソフト等によるオンラインでの提出を可能とするため、市区町村長が電磁的方法で発行すること。また、デジタル化が円滑に行われるよう、所管省庁は認定市区町村に対する依頼、情報の提供等を行うこと
- 電磁的方法による発行に切り替わるまでの当面の措置として、書面で発行された当該証明書をスキャナで取り込んで作成したその電磁的記録への市区町村長の電子署名を略しつつ、代わりに創業者の電子署名を付し、添付書面情報としてオンラインで提出できるようにすること

根拠法令/関連税制：産業競争力強化法第127条・第128条、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条、その他各地方公共団体における運用、租税特別措置法第80条第3項、租税特別措置法施行規則第30条の2第6項

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、法務省

#### 4.8 民事訴訟における紙とデジタルの「二重管理」の負担の回避

##### 【要望の理由・背景】

- 「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（2022年法律第48号、2022年5月25日公布）によって、民事訴訟制度のIT化が進められており、全面施行は公布後4年以内（2025年度中を目標）とされている。
- 改正民事訴訟法の全面施行後、訴訟の委任を受けた弁護士は、口頭ですることができる申立て等を除き、オンラインによる申立て等を行う義務がある。他方、相手方当事者が本人訴訟を行い、電子提出システムを利用しない場合、訴訟の委任を受けた弁護士は一連の書類のやりとりを紙でも電子文書でも扱わなければならないという「二重管理」を強いられ、弁護士事務所に無用な負担が発生してしまう懸念がある。具体的に生じる問題は次のとおり。
  - 訴訟の委任を受けた弁護士は、デジタルで訴状を裁判所に提出しつつ、相手方に対する送達のために、同内容を出力して作成した書面も裁判所に提出しなければならない可能性がある。

- 改正民事訴訟規則第47条の2第3項では、郵便やFAX等で書面の直送を受けたときには、これを受領した旨を記載した書面を送り返すこと等が義務付けられているところ、この義務が残るのであれば書面の直送の実務慣行から抜け出せないことが懸念される。

#### 【要望内容】

1. 一方の当事者が電磁的方法により提出した文書を裁判所の指揮・責任により印刷・照合・封入封緘して相手方の当事者に郵送する業務を制度として創設すること
2. 裁判所において電磁的記録の形で保存された文書を電磁的方法により閲覧・複写することとした当事者については、別途直送された書面に対する書面での受領書提出義務を免除すること

根拠法令：民事訴訟法等の一部を改正する法律（2022年法律第48号）全面施行後の民事訴訟法第109条、第161条第3項等、②民事訴訟規則等の一部を改正する規則（2024年9月17日 最高裁判所規則第14号）による改正後の民事訴訟規則第47条の2第3項

規制監督省庁/関連省庁：法務省、最高裁判所

## 4.9 民事訴訟における「訴訟委任状」のデジタル化の促進

#### 【要望の理由・背景】

- 民事訴訟規則等の一部を改正する規則（2024年9月17日 最高裁判所規則第14号）による改正民事訴訟規則第23条第1項において、訴訟代理人の権限は、書面又は電磁的記録により証明しなければならないとされている。
- また、同条第3項において、裁判所は、〔第1項の規定により〕授權を証明するために作成された書面の画像情報が提出された場合において、必要と認めるときは、当該書面の原本の提示を求めるとされている。
- 当該条文は、民事訴訟手続の初期段階にあたる訴訟委任状を書面で作成し、スキャンしたものを裁判所に提出することを前提にした運用を想定していると考えられ、デジタル完結の観点から不十分である。

#### 【要望内容】

- 依頼者の電子署名付きの訴訟委任状が、訴訟代理人の権限を証明する電磁的記録の例であると示すこと等により、born-digitalな訴訟委任状の利用の促進を図ること

根拠法令：民事訴訟規則等の一部を改正する規則（2024年9月17日 最高裁判所規則第14号）による改正後の民事訴訟規則第23条第1項、同条第3項により準用される第15条第3項

規制監督省庁/関連省庁：最高裁判所

#### **4.10 民事訴訟事件管理システム（TreeS）の利便性向上**

##### **【要望の理由・背景】**

- 「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（2022年法律第48号、2022年5月25日公布）によって、民事訴訟制度のIT化が進められており、全面施行は公布後4年以内（2025年度中を目標）とされている。
- 改正民事訴訟法の全面施行後は、最高裁が新たに構築する事件管理システム（TreeS（ツリーズ）※）を利用した、民事訴訟手続全般におけるオンライン申立て等の本格運用が開始される予定である。  
※TreeSはTrial e-filing e-case management e-court Systemsの略称
- これに関連し、「規制改革実施計画」（2023年6月16日閣議決定）では、「法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、裁判に関係する者のプライバシーにも十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、（中略）④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること」と示されている。
- また、当該取組について、法務省は「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」（2024年5月31日公表）において、「引き続き、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、国民目線で利用しやすいものとする等についての環境整備に取り組む。」と述べている。
- TreeSの仕様設計にあたっては、民事訴訟制度のIT化を阻害する要因とならないよう、ユーザー側の目線から利用しやすいものとするべきである。

##### **【要望内容】**

- TreeSのシステムの仕様設計にあたっては、弁護士事務所等のユーザーのニーズに日々直接向き合っている弁護士事務所向け業務システム提供事業者等の意見も十分に聞き取り、参考にして検討を行うこと

根拠法令：

- 「規制改革実施計画」（2023年6月16日閣議決定）（P.115 II 実施事項 3. 個別分野の取組 <共通課題対策分野> (2)司法手続に関する見直し No.13民

事訴訟手続のデジタル化 d ④)

- 「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」（2024年5月31日公表）  
（P.35 2 規制改革実施計画の措置状況【規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）】個別分野の取組 <共通課題対策分野> (2)司法手続に関する見直し)

規制監督省庁/関連省庁：法務省、最高裁判所、デジタル庁

#### **4.11 自筆証書遺言のデジタル化の検討加速**

【要望の理由・背景】

- 遺言とは、遺言者が生前に表示した意思に法的効果を与え、遺言者の死後にその最終意思の実現を確保するための単独行為である。遺言については、遺言者の真意を確保し、遺言書の偽造及び変造を防止する（真意性・真正性の担保）ために厳格な方式が定められており、民法において、普通の方式として自筆証書遺言、公正証書遺言及び秘密証書遺言が定められているほか、死亡危急時等の特別な状況下に限って認められる特別の方式が定められている。
- 平常時に使用する普通方式の遺言3種類（自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言）のうち、自筆証書遺言については、いつでも作成することができる、他の方式と比較して書き直しも容易である、手数料もかけずに作成できる、といった利点がある。
- 他方、民法第968条において、自筆証書遺言については、全文、日付及び氏名の自書や押印の要件が定められており、加除その他の変更の場合は該当箇所がわかるようにした上での署名押印が必要になること、長文になる場合は作成や書き直しの負担が重いこと、形式要件に不備があれば無効となる可能性があること等の支障がある。
- 自筆証書遺言については、「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）において、「法務省は、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、令和4年度の基礎的な調査の結果等を踏まえ、我が国の実情に即した制度の検討に資するものとして、自筆証書遺言のデジタル化を進めている国等の法制及び同国で活用されているデジタル技術等について、更に掘り下げた調査を実施した上で、検討を進める。」と示され、2024年4月より法制審議会の民法（遺言関係）部会において検討が行われている。
- 高齢化社会の到来、家族の在り方の変化又は多様化などの近時における社会経済情勢の変化等の下で、電子署名等を用いて簡便に遺言を作成することができる必要性も高まっていると考えられる。

【要望内容】

- 自筆証書遺言のデジタル化にあたっては、遺言者による電子署名の活用が期待されることから、ユーザー側の目線から利用しやすい制度となるよう、ユーザーのニーズに日々直接向き合っている電子署名サービス提供事業者等の意見も十分に聞き取り、参考にして検討を行うこと

根拠法令：民法第968条ほか

規制監督省庁/関連省庁：法務省

#### **4.12 ソフトウェア製作費の資産計上見直しについて**

【要望の理由・背景】

- SaaS等、クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェアと、ライセンス販売を通じてサービス提供を行うソフトウェアは、どちらも第三者に販売することで収益を得ているが、前者は「自社利用」、後者は「市場販売目的」と区分
  - どちらも第三者から収益を得る目的であるにも関わらず、契約形態・販売方法が異なることで、会計・税務上の区分も異なってしまうため、会計・税務事務が複雑化
- また、税務上の処理として、自社利用ソフトウェアの制作費の一部と、市場販売目的ソフトウェアの開発費については損金算入可能だが、その他は資産に計上することと規定
  - 現行制度における税務処理の結果、市場販売目的ソフトウェアの制作費よりも、自社利用ソフトウェアの制作費の方が、課税ベースが大きくなり、キャッシュ・フローを圧迫
  - なお、諸外国では損金算入を可能とする幅が日本よりも広く、国際競争力にも影響

【要望内容】

- ソフトウェアの制作費については、その全額を税務上の損金算入を可能とすること

根拠法令/関連予算/関連税制：法人税法基本通達 7-3-15の2、7-3-15の3、7-8-6の2

規制監督省庁/関連省庁：財務省主税局税制第三課、国税庁課税部法人課税課

#### **4.13 少額減価償却資産の取得価額の損金算入基準額の引き上げ**

【要望の理由・背景】

- 法人が減価償却資産を取得した際、その取得価額を損金算入できるか否かの基準に

- については、現在10万円未満とされており、特例で20万円未満（一括償却資産の特例）・30万円未満（中小企業特例）の各金額が混在
- かつ昨今の物価高により、DX化や製品開発のために必要となるノートPC等の情報端末等の価格は上昇傾向
  - 本制度の趣旨は、事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることと承知しているが、特例制度による異なる金額の混在、物価高による基準額の相対的な引き下げ等により、制度趣旨を十分に達成できていない状況
  - なお、当該基準額については、過去数度の引き上げがなされているが、当時の主な引き上げ理由は「事務負担の軽減」と「物価高への対応」の2点
  - また、中小企業特例には損金算入の合計額に300万円の上限が付されているが、上限が付される前後では、算入合計額に約2.7倍の差があり、上限を超えて活用したいという需要が一定存在

#### 【要望内容】

- 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の基準金額を10万円未満から30万円未満へと引き上げること。かつ合計額への上限は付さないこと
- 併せて、一括償却資産の特例及び中小企業特例を廃止し、減価償却資産の取得価額にかかる損金算入基準額を30万円未満に統一すること

根拠法令/関連予算/関連税制：

- 10万円未満（少額減価償却資産）：法人税法施行令第133条
- 20万円未満（一括償却資産の特例）：法人税法施行令第133条の2
- 30万円未満（中小企業特例）：租税特別措置法第67条の5

規制監督省庁/関連省庁：財務省主税局税制第三課、国税庁課税部法人課税課

#### **4.14 健康経営導入中小企業に対する税制優遇**

##### 【要望の理由・背景】

- 健康経営は、企業の利益・成長や持続可能性だけでなく、従業員の幸福や働きがい、生産性にも直結している。そのため、企業と従業員双方にとってメリットがある「投資」として捉えられ、経済産業省は健康経営を推進しており、近年では多くの企業が導入を検討している。
- しかし、中小企業においてはリソースの不足、コストの問題、メリットの理解不足、経営資源の優先順位、従業員の意識不足などの要因が複合的に絡み合い、導入のハードルとなっている。

- 特に、経営資源の優先順位として、中小企業は通常、売上や事業拡大に重点を置いており、健康経営が優先されにくい傾向にあり、限られたリソースで取り組まざるを得ない健康経営は二次的な課題と見なされがちである。また、健康経営の取り組みには、健康診断受診促進に向けた規定類の充実や健康促進プログラムの導入、職場環境の改善などの費用がかかる。これらの費用を負担することが難しい中小企業にとって、健康経営は経済的な負担になる。
- 経済的な負担を緩和できれば、中小企業における健康経営導入の経営上の優先順位を高めることができるため、一定の要件の下、活用できる費用の措置が求められる。

#### 【要望内容】

- 健康経営に関する設備投資や健康プログラムに一定金額以上を投資した中小企業に対して、法人税または所得税の控除を行う「健康経営投資促進税制」という税制優遇措置の新設を要望。また、「健康経営優良法人」認定された企業には追加優遇する段階的措置を要望。

根拠法令：中小企業基本法、健康増進法、所得税法・法人税法

関連予算：経済産業省 中小企業支援関連予算、厚生労働省 健康増進関連予算

関連税制：税額控除、設備投資減税、雇用促進税制

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省（中小企業庁）、厚生労働省、財務省

#### 4.15 AI 利活用に係る各種業法や士業などの規制についての見直し

##### 【要望の理由・背景】

- AIに回答をさせて使うことが特定の資格保有者に限って認められている業務の提供に該当するのかが課題となりつつある。（例 契約レビューに関する弁護士法との関係整理のための法務省ガイドラインなど）
- 今後、ますますAI利用が広がり、同様の整理が個別に求められることはイノベーションの阻害に繋がること、特定領域に限らず提供されているAI（例えば、ChatGPT）で利用者が特定領域に限定して提供されるAIと同様の使い方をする事は禁止できないこと（汎用AIが専門領域を学習させていることも防ぐことはできない）ことに照らすと、この課題に本質的な対応をしておくことが求められていると言える。

##### 【要望内容】

- その観点から、AIテクノロジーはコンピュータによる統計的処理によって結果を出しているものであり、その結果を使うことは、書籍で記述されたアルゴリズムに沿って結論を出す行

為と対比して考えればわかる通り人を代替するものではなく、専門家を代替するものではないという注記をすることを条件に、各種「士」業法で特定の資格者のみに認められている行為を行うものではないという整理を一括法によって行うことを提言する。

根拠法令：弁護士法第72条、法務省ガイドライン「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」

規制監督省庁/関連省庁：法務省、内閣府

#### **4.16 IT 機器廃棄等における第三者によるデータ消去証明書取得の義務化**

##### **【要望の理由・背景】**

- 公的機関は大量かつ機密性・プライバシー性の高い情報を扱っているが、一部の自治体において行政文書データが廃棄されたはずのHDDから流出するといった事案が発生している。流出したデータは、いわゆる闇バイトと呼ばれる強盗事件などにも使われているとの指摘があり、IT機器の廃棄には確実なデータの消去が求められる。
- 総務省、文部科学省、内閣サイバーセキュリティセンターにおいても、セキュリティガイドラインの改定により適切な消去と消去証明書の取得を推奨しているものの、自治体が廃棄業者に対して確実なデータ消去とデータ消去証明書を求めているにもかかわらず、廃棄業者が適切に対応せず、データ流出につながった例も存在している。
- また、経済安全保障の観点からも、産業界におけるサプライチェーンにおいて、機密情報などの漏洩は極めて重大な課題であり、官民双方でデータの適切な消去が求められている。
- そのような状況のなか、世界的な環境・資源に対する関心の高まりから、IT機器のリユース市場の拡大も見込まれ、適切なデータ消去が行われなければ、安全保障、プライバシー、機密情報、知的財産など様々な観点でのリスクが増大する可能性がある。
- そのため、公的機関や公的機関から受託を受けた事業者、重要インフラを担う事業者等に対して、IT機器を廃棄等を行う場合には、信頼性の高い第三者によるデータ消去証明書の取得を義務付けることが、今後の安心・安全なデジタル社会の形成にとって極めて重要である。

##### **【要望内容】**

- 公的機関や公的機関から受託を受けた事業者、重要インフラを担う事業者等に対して、IT機器を廃棄等を行う場合には、廃棄業者による自己証明書ではなく、より信頼性の高い第三者によるデータ消去証明書の取得を義務付ける。

根拠法令（関係セキュリティガイドライン）：

- 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省：令和6年10月）  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei02\\_02000334.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_02000334.html)
- 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（NISC：令和6年1月）  
<https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/kijun.html>
- 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（文部科学省：令和6年1月）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm?CI](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm?CI)

規制監督省庁：経済産業省（IT政策）、総務省（自治体調達関係）、文部科学省（学校調達関係）、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC：政府調達統一基準関係）、デジタル庁（政府調達関係）

#### **4.17 秘密分散により分散保存された個人情報データの取扱いの明確化**

【要望の理由・背景】

- 個人情報保護法や情報処理推進機構（IPA）が提供するガイドラインでは、秘密分散技術により分散保存された個人情報データの取り扱いについて、曖昧な点が散見されるため、早期の明確化が求められる。
- 秘密分散技術は、データを複数に断片化し、その断片を分散保存させることで、重要情報の流出対策に効果があるとして注目されている。個人情報保護法では、秘密分散技術を用いて保存されるデータについて、個々の断片単体では特定の個人を識別できないことから、個々の断片のみであれば個人情報には該当しないと解釈される。しかし、複数の断片が一定の規則で揃うと元のデータが再構成されるため識別可能性があり、個人情報の一部であると解釈されているため個人情報として個人情報保護法上取扱いについて一定の義務を負っている。この点、具体的なデータ断片の保存先数やアクセス制御などの運用体制について詳細ガイドラインを設けた上で、個人識別性の有無について判断をすべきではないかと考えられる。なお、IPAが提供するガイドラインでは、望ましい運用方法をいくつか示しているものの、データの管理者やサーバーが存在することが前提となっており、中央管理者が不在のPeer to Peerシステムやサーバーレスな環境（Web3.0の概念）における運用について検討されていない。
- 個人情報の漏洩や機密情報の流出に有用な秘密分散技術を活用するにあたり、上

記の明確化は技術の提供者及び利用者の理解促進と技術の普及に必要不可欠である。

**【要望内容】**

- 秘密分散技術により分散保存された個人情報データについて、必要とされる運用基準の明確化、Peer to Peerやサーバーレスな環境における運用基準の明確化、暗号化技術を組み合わせた場合における個人情報の定義や取り扱いの明確化

根拠法令/関連予算/関連税制：個人情報保護法、IPA暗号利用に関するガイドライン・ガイダンス

規制監督省庁/関連省庁：内閣府（個人情報保護委員会）、経済産業省（情報処理推進機構）、デジタル庁

#### **4.18 日印租税条約 12 条の技術上の役務に対する源泉税の撤廃**

**【要望の理由・背景】**

- 源泉税が技術的役務に課されるため、費用が割高になっている。
- インドのソフト技術を活用する上で、日印租税条約の技術的役務に対する10%の源泉税が障害となっている。国内DX対策の一環であるIT人材不足を補うためにも、インドでの開発が必要であり、そのためにもこの制度の撤廃が重要である。日本におけるインドのソフトサービス利用は4,000億円足らずである。これは、インドから海外への輸出額30兆円の約1.3%に過ぎない。日本によるインドのソフト利用が極端に少ないのは、源泉税の存在もその一因と考えられる。日印租税条約の使用料及び技術的役務に対する源泉税率は平成元年時点で20%だったが、平成17年の条約交渉で日本側の零%の要望に対して、インド側の事情で10%で決着した。近年、インド側の経済団体（FICCI、CII、NASSCOM）及び日本側の経済団体（経団連、日本商工会議所、JEITA、CIAJ、SAJ他）は源泉税撤廃を日印両政府に要望している。

**【要望内容】**

- 日印租税条約第12条の技術的役務に対する源泉税の撤廃。

根拠法令：日印租税条約第12条（使用料及び技術的役務に対する料金）

源泉税は配当所得・利子所得にも適用されている。

規制監督省庁：経済産業省、外務省、財務省の各担当部門は撤廃の必要性を認識済み。租税条約の主担当省庁は日印両財務省なので、特に財務省（主

税局) にインド財務省との交渉開始を要望する。

#### **4.19 廃棄予定食材の流通円滑化による食品ロス削減と福祉支援の政策推進**

##### **【要望の理由・背景】**

- 日本では、食品ロスが大きな社会問題となっており、特にコンビニエンスストアやスーパーマーケットで大量の食材が賞味期限の近さを理由に廃棄されている。この問題は環境負荷を増大させ、倫理的観点からも無視できない。一方、貧困率は1980年代から上昇し続け、2021年には15.4%と高い水準を記録している。経済的に困窮している世帯は食料確保に苦勞しており、廃棄予定の食材を有効活用して提供することは、食品ロス削減と貧困対策の両面で効果的である。こうした取り組みは地域社会の連携を強化し、持続可能な社会の実現に寄与する。
- 上記の問題を解決する手段として既存の即配事業者の配送ネットワークを活用し廃棄食材を効率的に収集・配達するなどは容易に想像のつくところであるが、食品衛生法による衛生基準を満たす必要があり、食品等商品特性上担保したい流通の迅速性に過剰な検査や管理工程がむしろ悪い影響を及ぼす可能性がある。また、配送サービスには追加コストが発生するため、特に迅速な配送を求められる場合、その費用が増加する可能性もあり民間での事業化難易度は相当に高いと言える。

##### **【要望内容】**

- 食品リサイクル法または食品衛生法に基づき、廃棄予定食材の再利用に関するガイドラインを明確化し、柔軟な運用を可能にする。特に、低リスクの食品については簡易な検査手続きで流通を許可する制度を導入を要望する。その際、事業者側の過度な萎縮を生じないよう、廃棄予定食材の再利用に際して生じうる健康被害のリスクに関する法的責任についても明確化する枠組みの創設を要望する。またシステム開発費や配送費用に対する補助金制度を創設し、既存の即配事業者が事業に参入するための初期投資を支援する。これらの政策により、事業者の法的制約と経済的負担が緩和され、社会貢献活動に参加しやすくなる。この施策を通じて、食品ロス削減と困窮世帯への支援という二つの社会的課題に同時に取り組むことができる。政府の積極的な関与と支援により、持続可能で包摂的な社会の実現を目指せると考えられる。

根拠法令/関連予算/関連税制：食品リサイクル法、食品衛生法

規制監督省庁：農林水産省、厚生労働省、総務省

#### **4.20 PIO-NET 苦情相談情報の民間活用促進**

#### 【要望の理由・背景】

- PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）は、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っているが、蓄積された詳細情報は消費生活相談員による相談処理の利用が中心となっている。
- 詳細情報のデータベースアクセスは中央官庁等では検索できるよう情報公開されていたり、司法関係者や消費者団体には情報提供されている。一方、一般社会や民間に対しては、調査分析された後、直近の社会問題として公表されているが、事例についてはトラブルの経過を簡単にまとめられた情報にとどまり、具体的な情報は記されていない。
- 最近の消費者トラブルにおいては、SNS投資詐欺など、インターネット上の広告・表示を悪用した問題が次々と増えているが、業界や事業者に対しては一般公表情報の提供までにとどまっている。その結果、事態改善を行なおうとしても、提供される情報は個別具体的な内容が足りないため、蓄積された苦情相談情報が十分に活用されていない。
- 消費者トラブルの実態把握、問題の特定化、解決に繋がる分析のためには、ある程度高い粒度の特定情報が必要である。一方で、個人情報や配慮すべき内容も多く含まれることから、苦情相談情報の中から個人の特定につながるものを削除（仮名化）し、また配慮が必要な部分を削除したものを、明確な要件の下、民間の業界団体等を通じて事業者が活用できるよう措置すべきである。

#### 【要望内容】

- 官民連携して貴重な苦情相談情報を最大限活用するため、インターネット上の表示・広告が悪用された消費者トラブル情報について、一定の条件を満たした業界団体と事業者に対しては、法令上守秘義務を課した上で、苦情相談情報の詳細の提供が認められるよう、要望する。

根拠法令：消費者安全法

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/housei/17120090605050.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/17120090605050.htm)

第三章 消費生活相談等の事務により、消費者相談や国民生活センター、消費生活センターの設置について

規制監督省庁：消費者庁、国民生活センター、消費生活センター

#### 4.21 PCにおけるプラットフォームの自社ブラウザ、検索サービスへの誘導に関する規制

#### 【要望の理由・背景】

- スマートフォンにおけるプラットフォーム規制はスマホソフトウェア競争促進法が成立し、公正かつ自由な競争を妨げているケースに対する規制が定められている。
- 一方、PCにおけるプラットフォーム規制は存在しておらず、ブラウザを中心に自社サービスへの切り替え、誘導を強引に起こっているケースが散見される。これはプラットフォームの囲い込み戦略とも言えるものである。
- PCにおいてはOSを提供しているプラットフォームがブラウザ、検索サービスまで提供していることから、公正かつ自由な競争環境であるとは言い難い。
- 公正かつ自由な競争環境を維持するためにも、スマートフォン同様にPCにおいても一定の規制を設けるべきである。

#### 【要望内容】

- PCにおけるプラットフォーム規制（スマートフォンにおけるスマホソフトウェア競争促進法に類するもの）の創設

根拠法令/関連予算/関連税制：独占禁止法、スマホソフトウェア競争促進法  
規制監督・関連省庁：公正取引委員会

## 4.22 生成 AI 導入支援で DX 推進加速化

#### 【要望の理由・背景】

- デジタルトランスフォーメーション（DX）は、企業や組織の競争力向上と持続可能な発展のために不可欠である。特に生成AIは、DXの中でも業務の効率化や新たな価値の創出を可能にする重要な技術である。例えば導入により、大量のデータを迅速に処理し、洞察を得る能力を持つため、企業の意思決定をより迅速かつ正確に行うことができる。これにより、新製品やサービスの開発が加速し、競争力が向上する。また、業務プロセスの自動化を通じてコスト削減を実現し、消費者への価値提供が向上する。
- しかし、生成AIを活用したDXには、導入時の初期費用が大きな負担となっている。企業の規模を問わず、当該コストが生成AIの導入・運用を躊躇させる要因となっている。生成AIの利用に関する諸外国のスピードに未だ日本は追いついていない状況にあることから、こうした状況が継続すれば、日本全体の生産性の相対的な低下は著しいものとなり、国家全体の喫緊の課題であるといえる。したがって、企業の規模に関係なく、生成AIの導入にかかるコストに対する支援を行うことで、これらの社会的・経済的効果を最大化し、国全体でのDX推進を加速化する必要がある。

#### 【要望内容】

- 生成AIを企業や組織に導入し、その後の運用に必要な費用をサポートする制度の設立を求める。企業の規模にかかわらず、生成AI関連のソフトウェア導入費、インフラ整備資金に対する補助金・助成金の支給する制度を導入する。また、生成AIの技術導入に関する研修やコンサルティングサービスの費用も補助対象とし、持続可能なDX推進の支援を行うことを提案する。

根拠法令/関連予算/関連税制：情報通信技術（ICT）活用促進法、産業競争力強化法、中小企業基本法

規制監督省庁：デジタル庁、経済産業省、総務省、中小企業庁

### 4.23 オンライン・インターネット投票の実現

#### 【要望の理由・背景】

- 多様な働き方の進展、過疎化・高齢化、生活様式の多様化により、特定の日に特定の場所において投票するという原則が、多くの有権者にとって不便な状況を生んでいる。NHKによる国政選挙の投票率分析\*によると、70歳代でピークを迎え、80歳以上では顕著に下がる。これは投票所へのアクセスの困難さが原因と考えられる。その他にも、新型コロナウイルス感染等による隔離者、現行制度においてすでに郵便等投票の対象となっている身体障害者等、投票所へのアクセスが難しい者が多数存在する。
- これらの有権者が希望すれば確実かつ簡便に投票することができるよう措置することは、即ち日本国憲法で保障された参政権行使のための手段の担保に他ならず、早期実現に向けた具体的検討に入るべきである。

➤ NHKによる国政選挙の投票率分析：

<https://www.nhk.or.jp/senkyo/database/shugiin/2021/turnout/>

#### 【要望内容】

- オンライン又はインターネット投票の実施に向けた実務的な検討
1. デジタル技術を活かした有権者の投票環境の向上及び選挙実務担当者の事務負担軽減のため、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用も視野に入れた、オンライン又はインターネット投票の実施に向けた実務的な検討を早期に開始し、可能な規模・方法により、速やかに導入を進めるべきである。
  2. 選挙制度は公職選挙法はじめ法令により全国共通の規律が多いこと等に鑑み、全国の自治体が共通して利用できるクラウド型の基盤システムや選挙のための汎用アプリを国自らが開発・管理・運用することも視野に入れた検討を進めるべきである。それにより、

最新技術の採用、随時アップデートやセキュリティリスクへの即応が可能となる。セキュリティの確保、投票の秘密・自主性の担保、事後検証を含む信頼性担保のため、使用できる端末仕様要件の設定、マイナンバーカードによる本人確認の徹底、病院や高齢者施設からのVPN等による安全な接続環境の確保等、万全の対策を実施すべきである。

根拠法令/関連予算/関連税制：公職選挙法第44条、第48条の2、第49条、第49条の2等

規制監督省庁：総務省

#### 4.24 公的統計の調査票情報の活用促進

##### 【要望の理由・背景】

- 公的統計において収集された調査票情報は、提供が認められる範囲が極めて限定されるとともに、手続に時間を要し、結果として許可される場合であっても、手続に膨大な時間と労力がかかるため調査票情報が十分に活用されておらず、異なる統計から得られたデータによる複合的な分析も出来ていない。
- 公権力を用いて収集された公的統計の情報の提供に際しては、要件に照らし十分に審査を行うことは当然だが、一方で提供される情報や期間が十分でないため調査票情報が十分に活用されていない。
- 現状把握のみならず、課題の発見と解決に繋がる分析のためには、ある程度高い粒度の地域、性別、年齢層、データ取得年月等を含むデータが必要である。一方で、個人情報も多く含まれることから、調査票情報の中から個人の特定につながるものを削除（仮名化）し、また、特定の集団や地域に対する差別や偏見を助長すること避けるため、そのような恐れがある部分を削除したものを、明確な要件の下、活用できるよう措置すべきである。
- 必要に応じて関連規定を改定もしくは柔軟に運用し、公的統計の調査票情報の十分な活用を図ることが肝要。また、要件の明確化、柔軟な運用や手続の迅速化等による利用の促進は、各省庁によるEBPMの推進に不可欠なデータの円滑な提供にも資する施策であり、早期の措置が求められる。

##### 【要望内容】

- 公的統計により得られた貴重なデータを最大限活用するため、『統計法』第32条、33条及び33条の2に定める統計調査に係る調査票情報の提供につき、手続の迅速化と利用期間やデータ提供が認められる範囲の拡大を要望

根拠法令：統計法第32条、第33条及び第33条の2、統計法施行規則第8条から  
第11条、調査票情報の提供に関するガイドライン等  
規制監督省庁：総務省

#### 4.25 電子帳簿の要件緩和及び税務調査のデジタル化

##### 【要望の理由・背景】

1. 電子帳簿保存法に関する課題：
  - スキャン保存の課題：現状の電帳法に則したものになっておらず、要件充足のために既存システムの改修、スキャナ保存対応システムの新規導入等が必須となる。対象となる全てのシステムに開発・検討コストがかかり、設定も全てやり直しになる可能性がある。また、請求書等の重要書類のみでも工数が多いところ、一般書類もとなると対応が難しく、費用対効果も小さい。特に中小企業には難しいと思われる。
  - 電子取引保存の課題：要件が多く、必ずシステム改修を伴うため、中小企業ではシステム導入が困難であり、労力に見合うメリットもないため、紙運用に退化するのではないかと懸念がある。大企業ならば導入可能かもしれないが、全社的に業務・運用フローを変更する必要があり、関連システムすべてを把握しリプレイスするというのは難易度が高い。新規システムの導入に代わる事務処理規程導入についても、中小企業にとっては負担が重いものになる懸念がある。
2. 税務調査のデジタル化：調査は対面、資料は郵送やFAX、お問い合わせは代表電話番号のみである。

##### 【要望内容】

1. 電子帳簿保存法に関する課題：電子取引の「スキャナ保存」「電子取引データ保存」の簡略化
  - スキャナ保存：システム導入・改修不要に（タイムスタンプ又は訂正削除履歴、検索要件、スキャナの性能等）。保存対象書類の削減を（重要書類[契約書、納品書、請求書、領収書]のみに限定）
  - 電子取引のデータ保存義務：猶予期間の延長を（紙取引に逆行する中小企業・個人事業主を減らすため、1-2年の延長）。事務処理規程の撤廃・緩和を（規程整備義務を撤廃、ないしは大企業のみ要件に）。金融機関明細との紐づけ（データ保存容認）を。
2. 税務調査のデジタル化：極力オンライン化し、Web会議、e-mail、クラウド等の活用

根拠法令：電子帳簿法施行規則第2条第6項第2号ロ、同条第6号、第4条第1項、  
同条第3号等

規制監督省庁：財務省・国税庁

#### **4.26 デジタルプラットフォームにおける不正情報共有のための取組の推進**

##### **【要望の理由・背景】**

- デジタルプラットフォーム（DPF）各社は不正利用への取組みを進めているが、一社がアカウント停止等の措置を講じても他のDPFに逃げこまれ、同一の者による被害が継続。業界横断的な取組みが求められるが、個人情報保護法による制約や各社の利用規約の違い等により、民間企業間において不正利用者の情報を共有することが極めて困難である。従って、国が中心となり、不正利用者の個人情報共有が可能である旨をその要件とともに明確化する必要がある。これはAML/CFT対策強化にも貢献する。
- 『取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律』に基づく取引デジタルプラットフォーム官民協議会においては、個別事案への対応方法等について話し合われているものの、具体的な情報共有や一元管理のシステム構築については議論されていない状況である。

##### **【要望内容】**

- 国内のすべてのDPFから迅速かつ効果的な形で不正利用者を排除するため、国が中心となり、不正利用に関する情報、とりわけ不正利用者の個人情報を共有するための要件を明確化すべき
- DPF運営事業者が連携して不正利用者に関する情報を共有・一元管理することのできるデータベース構築を要望

根拠法令/関連予算/関連税制：取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の  
保護に関する法律、同法ガイドライン、個人情報保護  
法

規制監督省庁：消費者庁、個人情報保護委員会

#### **4.27 マイナンバーのグループ会社間共有及び利活用**

##### **【要望の理由・背景】**

- 個人情報保護法が要配慮個人情報を含む個人情報について、本人同意を前提に第三者提供を認める一方、特定個人情報（マイナンバー）については、本人の同意があっても番号法第19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供を禁止している。

- その結果、銀行・証券・生命保険等の金融機関において、同一グループ内であっても、サービスの利用に当たって金融機関毎に個別にマイナンバーの取得が必要となっている。法令によりサービスの利用に当たってはマイナンバーの取得が金融機関に義務付けられているため、利用者がサービスを利用する上でマイナンバーは必然的に登録されるにもかかわらず、金融機関毎に利用者がその都度マイナンバーの登録手続を行うことは、利用者利便を著しく阻害し、事業者にも大きな負担となっている。
- 2021年成立『預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律』により、銀行口座への付番が促進された。銀行からグループ内の他金融機関への提供が可能となれば証券会社等の付番も進むものとする。また、各種行政手続きや国家免許制度においてもマイナンバーの利活用促進が検討されており、これらの改革のなかでグループ会社間共有に係る議論も進めていただきたい。

#### 【要望内容】

- 法令でマイナンバーの取得が義務付けられているサービスにつき、利用者の同意の下、グループ企業間等における顧客のマイナンバー共有の容認を求めたい。
- 特定個人情報につき、約款やプライバシーポリシーにおける包括的な同意とは別に、提供の都度、個別に利用者の同意を取得することを前提に、グループ企業間におけるマイナンバーの第三者提供を可能にすべき
- デジタル改革関連法の成立で実現した第三者提供禁止の例外をさらに進め、本人の個別の同意があれば、グループ企業間等における役員・従業員のマイナンバーの共有を可能にすべき

根拠法令/関連予算/関連税制：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、個人情報保護法

規制監督省庁：デジタル庁、個人情報保護委員会

## 4.28 ラストワンマイルにおける自家用車運送の実現

### 【要望の理由・背景】

- 配送需要の急激な高まりに対し、ドライバーは不足。時期によっては配送の遅延等の問題が発生している。さらに、フードデリバリーや、クイックコマース（食料品・日用品等を注文してから30分以内で届けるサービス）も台頭。自家用車の活用が解決策の1つとなる。
- 本項目はIT連盟が規制改革推進会議にて要望。2022年6月の『規制改革実施計画』を経て、同10月から、軽乗用車に限ってはありますが、構造変更せずに、貨物軽自

動車運送事業に用いることが可能となる\*。しかし、同事業届のオンライン化は2025年度目途とされており、届出やナンバープレート変更の手続きに要する手間がドライバーの就業意欲をそぐことが懸念される。

**【要望内容】**

- 貨物軽自動車運送事業の規制合理化：届出の完全オンライン化、郵送でナンバープレートの変更を可能にすることを要望また、軽乗用車の実績を踏まえ、普通乗用車による貨物運送に関する議論を始めていただきたい。

根拠法令/関連予算/関連税制：一般貨物自動車運送事業の許可要件緩和、道路運送法の特例の設定等

国土交通省「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」  
(2022.10.24)：[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000260.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000260.html)

規制監督省庁：国土交通省

## 5 ダイバーシティ社会の実現

### 5.1 デジタルが生み出す「職」で障がい者所得向上と社会参画

#### 【要望の理由・背景】

- 障がい者の就労支援事業所（とくにB型）では、選択できる役務は限定的で低単価なのが現実である。
- 一方で、IT業界ではデータ収集や、PC、スマホを使った障がい者の活躍が期待できる業務も多いが、就労事業所はITリテラシーも低く、そうした営業先との接点がない。またIT企業はといえ人材派遣を中心とした中小企業が多く、障がい者の雇用を確保する環境や人為的配置まで手が回らない。
- そのため、障がい者雇用納付金の負担が前提となっている。

#### 【要望内容】

- 「就労継続支援事業所(A型、B型) にIT分野の仕事を増やすための仕組みづくり  
IT団体を中心とした、就労継続支援事業所の職員が障がい者に向けたIT分野の仕事情報を得られる機会創出するマッチングシステムの構築及び、運用費用の補助金制度の創出
- 障がい者就労支援所に対してお仕事を創出した企業に対し、その金額によりみなし雇用、直接雇用に準ずる納付金の軽減または税制優遇をされるような制度を要望

※現在、内閣府・規制改革推進室を通して厚生労働省に要望を提言中

根拠法令/関連予算/関連税制：障害者の雇用の促進等に関する法律

規制監督省庁/関連省庁：厚生労働省